新十津川町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

新十津川町

□■目次■□

第１章　はじめに…… 1

1 計画策定の背景と目的 …… 1

2 計画の位置づけ…… 2

3 計画の対象範囲…… 2

第２章　公共施設等の現況及び将来の見通し …… 3

1 総人口や年代別人口についての今後の見通し…… 3

2 公共施設等の現況 …… 5

3 公共施設等の修繕・更新等にかかる中長期的な経費の見込みやこれらの

経費に充当可能な財源の見込み等……12

4 本町の公共施設等に関する課題……17

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ……19

1 計画期間……19

2 目標設定……19

3 基本的な方針……20

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針……25

1 建築物系公共施設の現況と課題……25

2 インフラ系公共施設の現況と課題 ……47

第１章　はじめに

１　計画策定の背景と目的

我が国においては、公共施設等（公共施設及びインフラ資産）の老朽化対策が大きな課題となっており、今後、人口減少、少子高齢化の進行等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、公共施設等の状況を把握するとともに、適正な供給量や配置を検討することが必要となっています。

このような状況を踏まえ、国は「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」（平成25年６月14日閣議決定）において、社会資本整備に関する基本的な考え方と重点的取組として「新しく造ることから賢く使うことへ」の取組を推進する考えを示し、これに基づいて平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

こうした中、平成26年4月、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画」の策定要請を行いました。これにより、すべての地方公共団体は、庁舎・学校・公営住宅などの公共施設、道路・橋りょう・水道・下水道などのインフラ資産といったすべての公共施設等を対象として、10年以上の視点を持ち、財政見通しとライフサイクルコスト（ＬＣＣ）※に配慮した公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定することを要請されています。

本町にはさまざまな公共施設等がありますが、昭和50年代以降に建設された施設が多く、昨今言われます、喫緊に老朽化による建替えが必要な状況までには陥ってはいません。しかし、これら公共施設等については、今後も改修や大規模修繕が必要な時期を迎えようとしています。

また、本町の将来人口の見込みは、高齢者人口の増加、労働力人口の減少が全国同様に避けられない状況であり、子育て世代移住・定住促進推進事業等、各種政策による対策が必要となっています。将来の人口動向や人口構成、町民のニーズの変化を踏まえた公共施設の最適化を計画的に行っていく必要があります。

さらに、財政面においては、人口減少に伴う税収の伸び悩みや高齢化社会の進行に伴う社会福祉関連経費の増大による歳出の増加が想定され、そのような状況で、すべての公共施設等を将来もこのまま維持し続けていくことは困難です。

今後見込まれる状況の中で、安全で持続的な町民サービスを提供していくためには、社会情勢の変化に対応しながら、効率的・効果的な公共施設等の整備及び管理運営に努める必要があります。

こうしたことから、新十津川町公共施設等総合管理計画は、本町における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

※ライフサイクルコスト（LCC）：公共施設等の企画・設計から維持管理、廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の総額

2　計画の位置づけ

本計画は、老朽化する公共施設等を効率的に維持していくための管理方針を示すものであり、今後の各施設の個別計画の指針となるものです。

策定にあたり、国が示す「インフラ長寿命化基本計画」等を踏まえ、さらに、「新十津川町第５次総合計画」や「新十津川町橋梁長寿命化修繕計画」等の既存の長寿命化計画、町の関連計画等との連携を図り、各施策・事業目的における公共施設等の役割や機能を踏まえた横断的な内容とします。

▼「インフラ長寿命化基本計画」における本計画の位置づけ

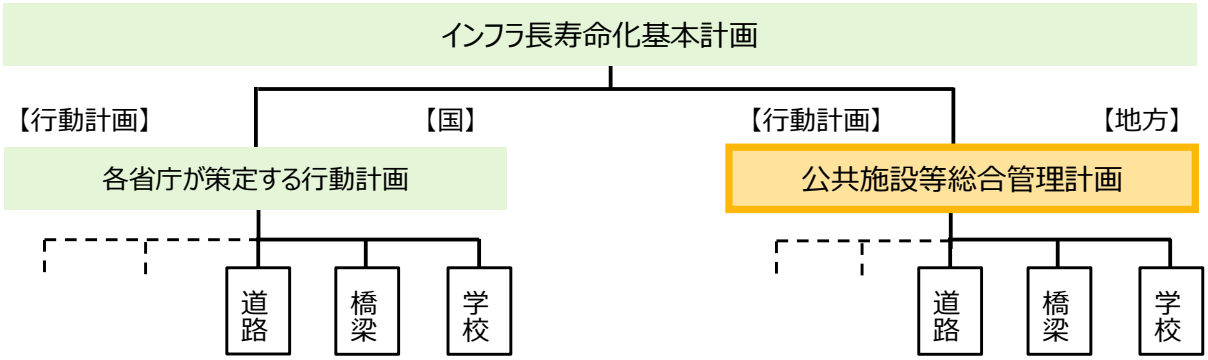

▼町の関連計画等との本計画の位置づけ

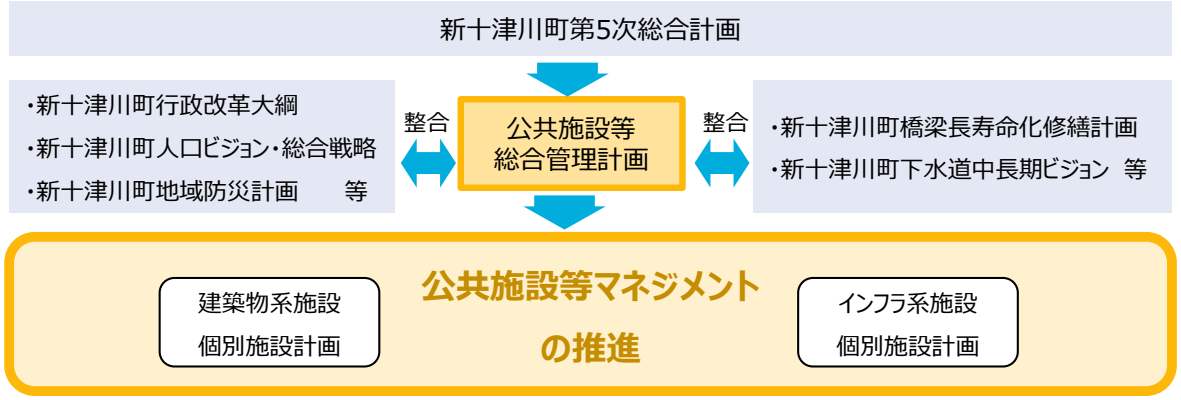

3　計画の対象範囲

本計画の対象範囲は町有財産のうち、建築物系施設及びインフラ系施設とします。建築物系施設については行政施設、コミュニティ施設、教育施設などの11分類を、また、インフラ系施設については道路（町道）、橋梁及び下水道の３分類を対象とし、現状等の把握や適正な施設管理の基本的な方針を検討します。

なお、上水道施設については、西空知広域水道企業団による管理・運営が行われているため、本町の管理する公共施設等について検討する本計画の対象外としました。

第２章　公共施設等の現況及び将来の見通し

１　総人口や年代別人口についての今後の見通し

本町の人口の見通しについて、町全体の年代別人口の見通しを示します。なお、ここで扱う人口データは実績については各年の国勢調査、推計については「新十津川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成27年度）」を参照しています。

総人口については、昭和55年以降減少を続けています。今後もこの傾向が継続し、平成22年に7,249人であった総人口が平成72年には4,630人になることが見込まれています。

年齢３階層別の人口及びその割合については、年少人口及び年少人口割合は昭和55年以降減少を続けています。今後は少子化対策により、年少人口は平成42年以降緩やかに増加に転じ、年少人口割合も平成32年に10.3％で底を打ち、以後増加に転じることを見込んでいます。生産年齢人口は昭和55年以降減少を続け、生産年齢人口割合も昭和60年の65.4％をピークに減少を続けています。今後も生産年齢人口は緩やかに減少し、平成22年に3,936人であった生産年齢人口は平成72年には2,551人になりますが、生産年齢人口割合は平成52年に47.6％で底を打ち、以降は平成72年に55.1％まで増加することを見込んでいます。老年人口及び老年人口割合は年少人口と逆に昭和55年から増加を続けています。今後もしばらくその傾向が続くことが見込まれますが、老年人口は平成32年の2,588人をピークに緩やかに減少に転じ、老年人口割合は平成32年以降ではしばらく約39％のほぼ一定割合で推移し、平成52年以降減少に転じることが見込まれます。

▼総人口及び年齢３階層別人口の推移と見通し

和暦	西暦		年少人口（0～14歳）		生産年齢人口（15～64歳）		老年人口（65歳～）		従属人口	総計
			（人）	割合	（人）	割合	（人）	割合	（人）	（人）
S55	1980	実績値	2,031	21.5%	6,123	64.9%	1,275	13.5%	3,306	9,429
S60	1985		1,761	19.3%	5,956	65.4%	1,394	15.3%	3,155	9,111
H2	1990		1,475	16.8%	5,688	64.7%	1,623	18.5%	3,098	8,787
H7	1995		1,292	15.4%	5,253	62.8%	1,818	21.7%	3,110	8,363
H12	2000		1,127	14.0%	4,905	60.8%	2,035	25.2%	3,162	8,067
H17	2005		959	12.5%	4,468	58.1%	2,257	29.4%	3,216	7,684
H22	2010		858	11.8%	3,936	54.3%	2,455	33.9%	3,313	7,249
H27	2015	推計値	743	10.7%	3,602	52.0%	2,586	37.3%	3,329	6,931
H32	2020		678	10.3%	3,336	50.5%	2,588	39.2%	3,266	6,602
H37	2025		665	10.6%	3,131	50.0%	2,465	39.4%	3,130	6,261
H42	2030		669	11.3%	2,922	49.3%	2,338	39.4%	3,007	5,929
H47	2035		692	12.3%	2,727	48.3%	2,222	39.4%	2,914	5,641
H52	2040		730	13.6%	2,558	47.6%	2,089	38.9%	2,819	5,377
H57	2045		762	14.8%	2,503	48.6%	1,882	36.6%	2,644	5,147
H62	2050		762	15.4%	2,513	50.8%	1,675	33.8%	2,437	4,950
H67	2055		742	15.5%	2,566	53.8%	1,466	30.7%	2,208	4,774
H72	2060		721	15.6%	2,551	55.1%	1,358	29.3%	2,079	4,630

▼総人口及び年齢３階層別人口の推移と見通し

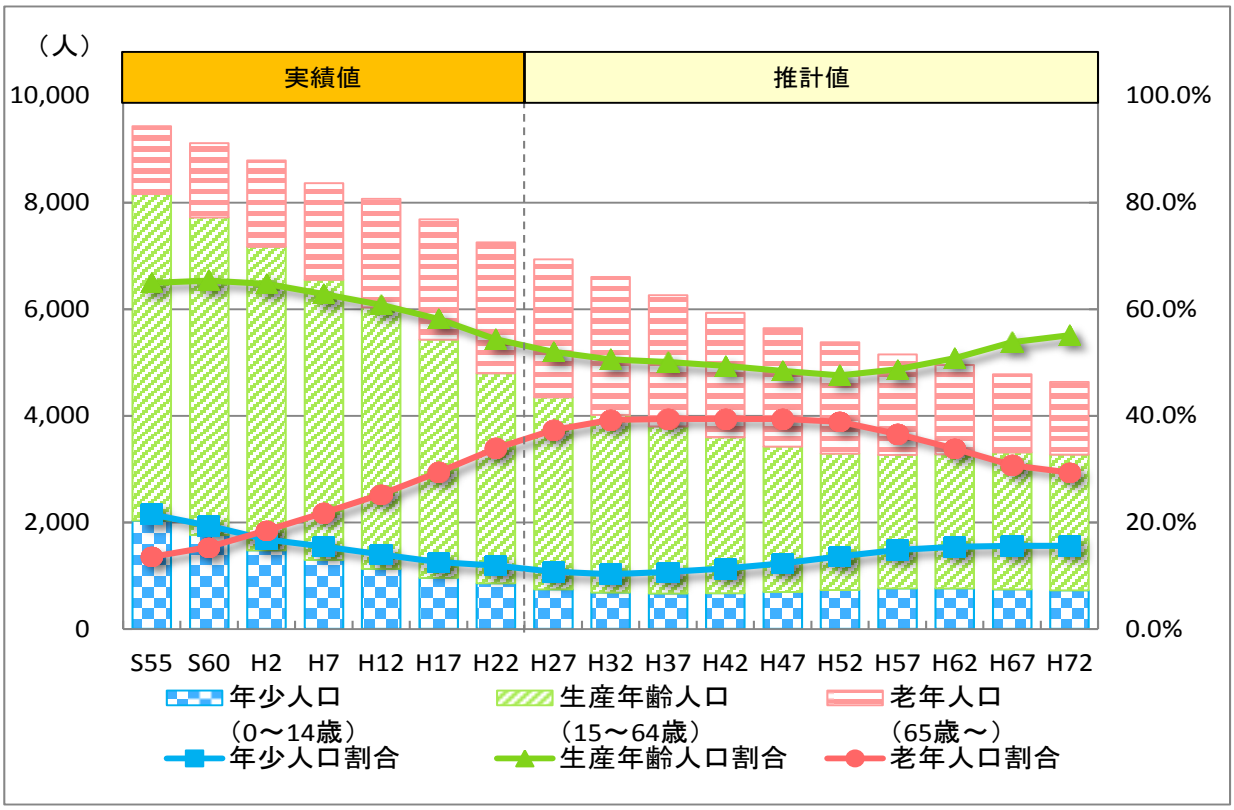

▼生産年齢人口と従属人口の推移

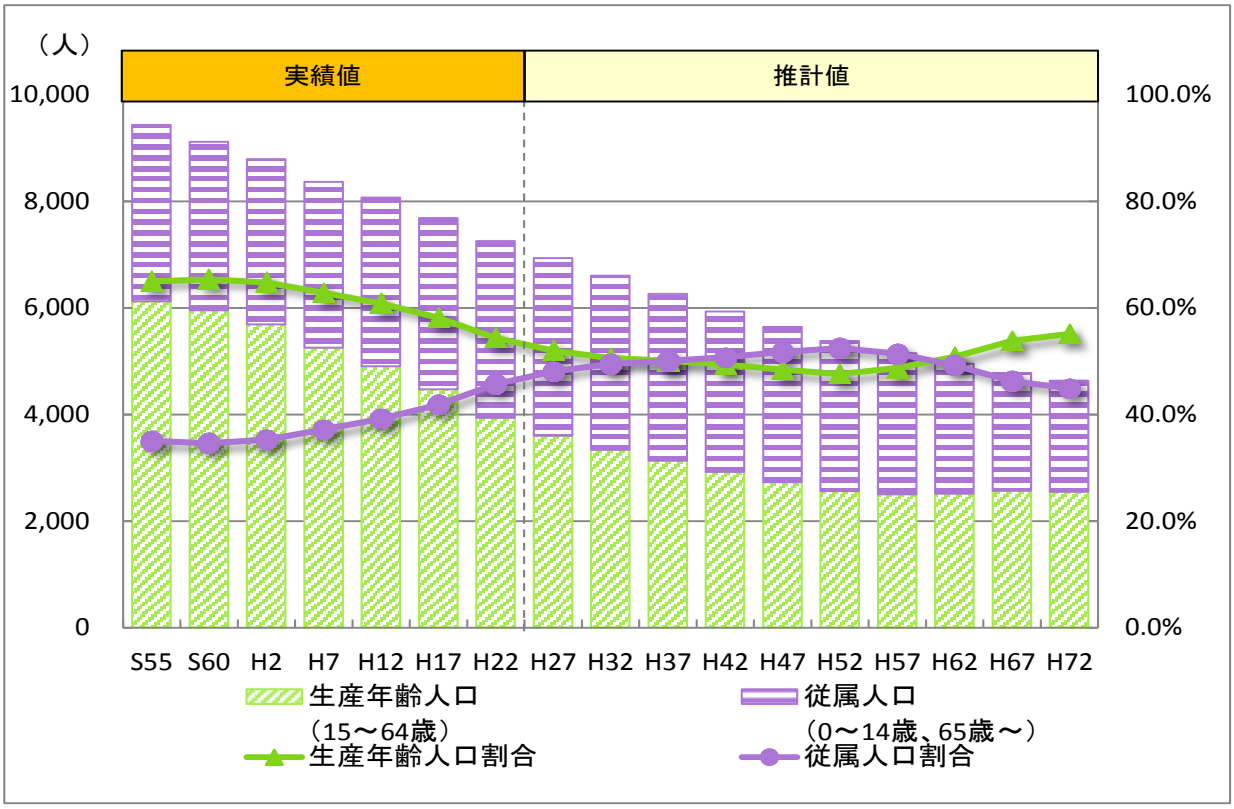

2　公共施設等の現況

本町が保有する公共施設について、建築物系公共施設とインフラ系公共施設に区分して、公共施設の総量、老朽化の状況、耐震化の状況について現況を示します。

（１）建築物系公共施設の現状

① 総量

本町の建築物系公共施設は106施設、総延床面積92,248㎡です。用途に応じた施設分類別に延床面積をみると、「住宅施設」が全体の36.0%と最も大きな割合を占め、次いで「教育施設」「生涯学習施設」の順に大きくなっています。なお、ここでの「公園」は管理棟、トイレ等の建築物を対象とします。

▼施設分類別施設数、延床面積

分類		施設例	施設数	延床面積	
大分類	中分類			（㎡）	割合
行政施設	庁舎 防災施設	役場庁舎、 除雪センター　他	3	5,825	6.3%
コミュニティ施設	集会施設	花月区自治会館　他	20	6,930	7.5%
教育施設	教育関連施設 小学校 中学校	給食センター、 新十津川小学校、 新十津川中学校　他	4	14,023	15.2%
生涯学習施設	体育施設 文化施設	サンウッドパークゴルフ場管理棟、 文化伝習館　他	13	12,242	13.3%
子育て支援施設	児童館 幼・保施設	青少年交流センター、 新十津川保育園　他	2	1,768	1.9%
保健福祉施設	福祉施設	総合健康福祉センターゆめりあ　他	1	5,508	6.0%
産業振興施設	産業振興施設	農林産物加工センター　他	8	4,683	5.1%
住宅施設	公営住宅 職員等住宅	あじさい団地、 青葉町有住宅　他	25	33,173	36.0%
供給処理施設	下水道 廃棄物処理施設	みどり中継ポンプ場、 一般廃棄物最終処分場　他	4	1,289	1.4%
公園等	管理棟・トイレ等	吉野公園管理棟　他	8	503	0.5%
その他施設	その他施設	樺戸セレモニーホール　他	18	6,304	6.8%
合計			106	92,248	

旧大和小学校の体育館の面積は体育施設として計上していますが、施設としてはその他施設の旧大和小学校に属します。

▼建築物系公共施設の延床面積割合

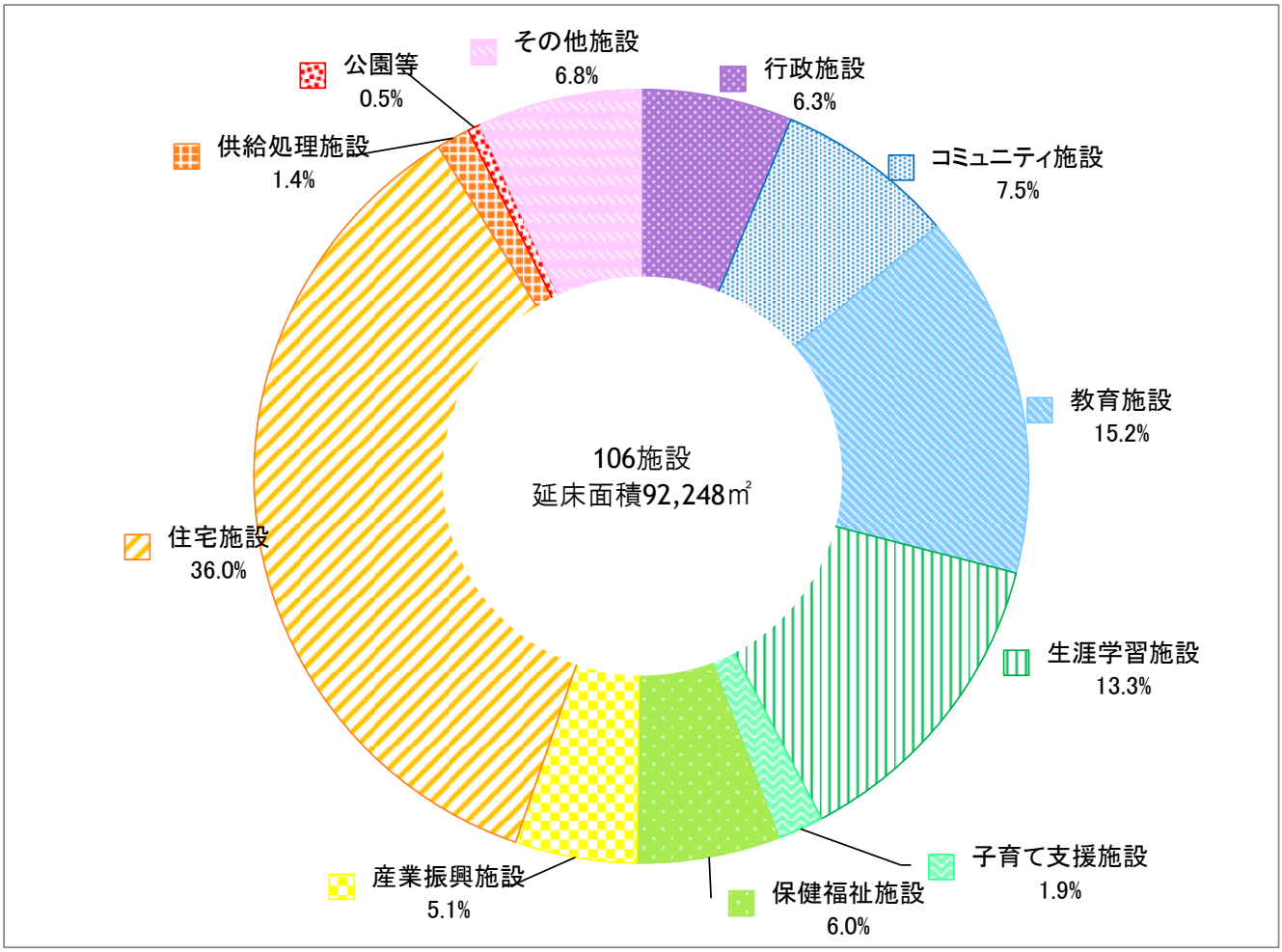

② 老朽化の状況

本町では高度経済成長期に公共施設の整備量が増加し、昭和50年代に一度ピークを迎えます。その後、整備量は減少するものの、平成に入ってから再び増加に転じ、バブル景気後の平成９～13年に整備量が再びピークを迎えます。建築物の更新の目安は60年、大規模修繕の目安は30年で、更新時期の築60年を経過した公共施設はないものの、10年後に築60年以上となる施設（現在、築50年以上）は全体の1.3%であり、徐々に更新の需要の発生が見込まれます。大規模修繕時期の築30年を経過した公共施設は町全体の施設の46.1%を占め、10年後に築30年以上となる施設（現在、築20年以上）全体で67.3%を占めることとなり、大規模修繕が必要な施設は今後急速に増加していくことが見込まれます。

施設分類別では、「行政施設」「コミュニティ施設」「教育施設」で特に老朽化が著しく、施設の６割以上が築30年以上を経過しています。また「生涯学習施設」の6.5%が10年後に築60年を経過します。

▼建築物系公共施設の建築年度別整備量

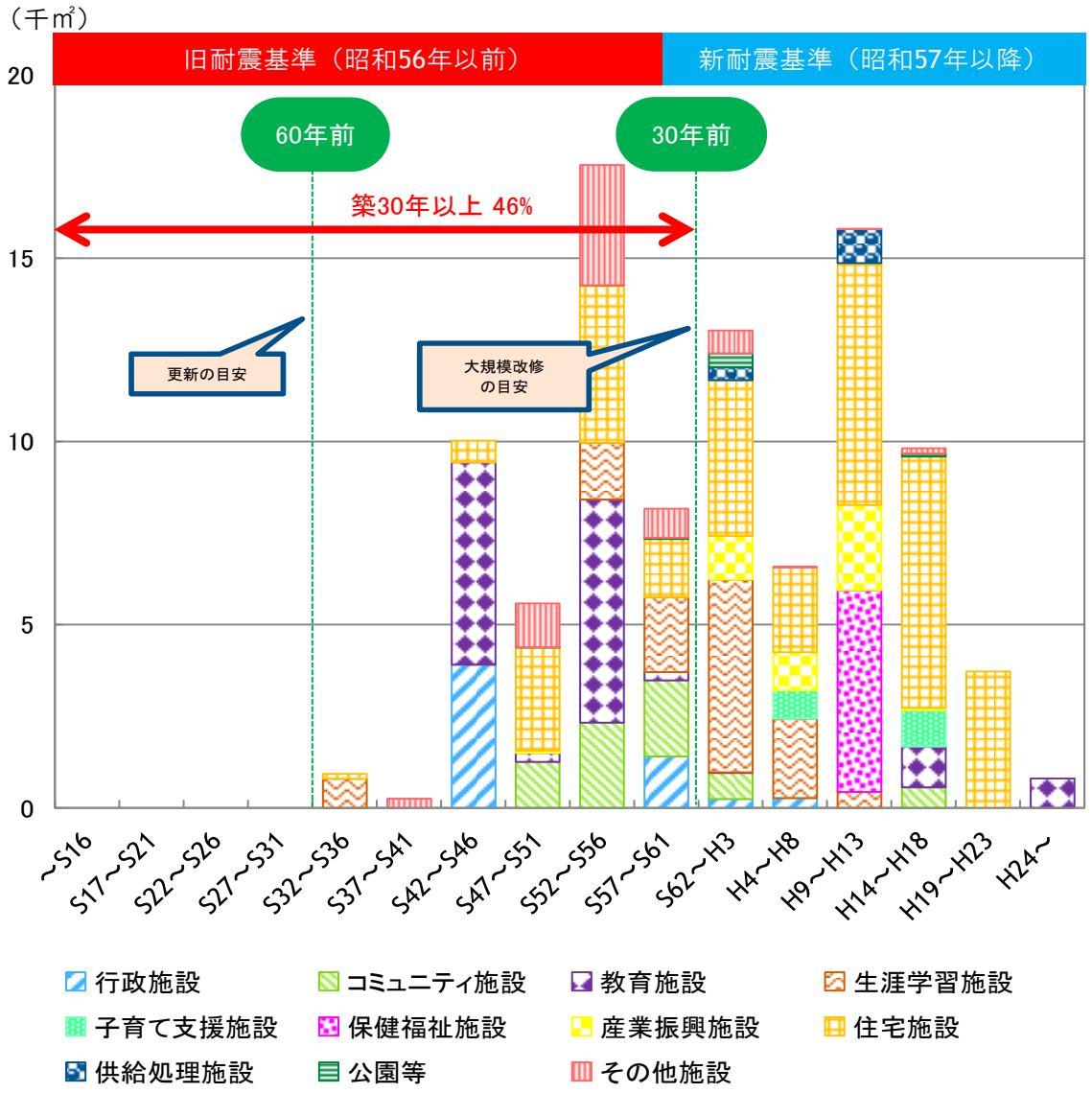

▼施設類型別の老朽化状況

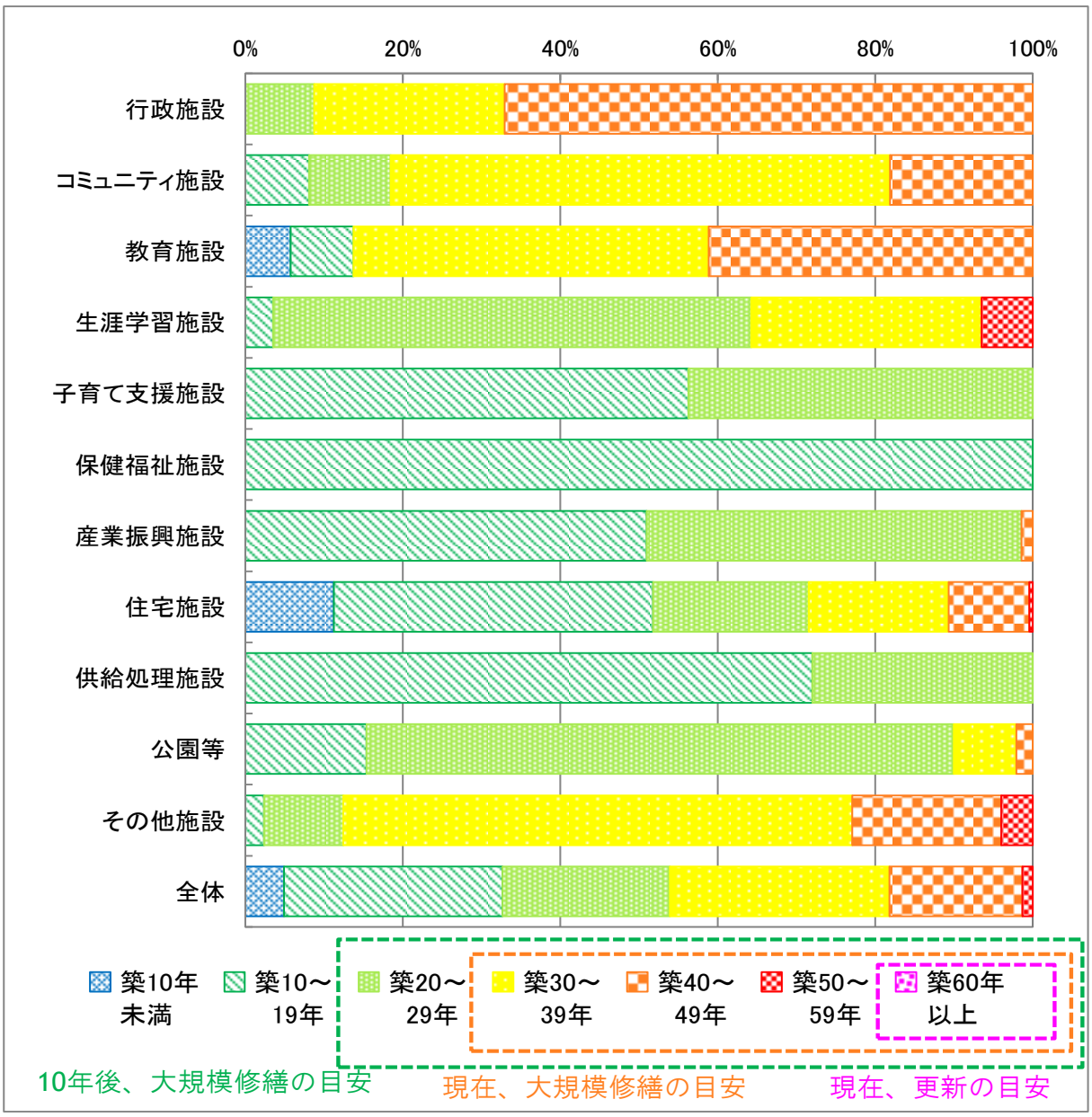

分類	延床面積(㎡)		築10年未満経過割合	築10～19年経過割合	築20～29年経過割合	築30～39年経過割合	築40～49年経過割合	築50～59年経過割合	築60年以上経過割合
行政施設	5,825	6.3%	0.0%	0.0%	8.8%	24.2%	67.1%	0.0%	0.0%
コミュニティ施設	6,930	7.5%	0.0%	8.1%	10.3%	63.4%	18.1%	0.0%	0.0%
教育施設	14,023	15.2%	5.8%	7.9%	0.1%	45.1%	41.2%	0.0%	0.0%
生涯学習施設	12,242	13.3%	0.0%	3.5%	60.7%	29.2%	0.0%	6.5%	0.0%
子育て支援施設	1,768	1.9%	0.0%	56.3%	43.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
保健福祉施設	5,508	6.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
産業振興施設	4,683	5.1%	0.0%	51.0%	47.6%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%
住宅施設	33,173	36.0%	11.2%	40.6%	19.8%	17.7%	10.3%	0.4%	0.0%
供給処理施設	1,289	1.4%	0.0%	72.0%	28.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公園等	503	0.5%	0.0%	15.4%	74.6%	8.0%	2.0%	0.0%	0.0%
その他施設	6,304	6.8%	0.0%	2.4%	10.1%	64.7%	18.9%	4.0%	0.0%
全体	92,248	100.0%	4.9%	27.8%	21.3%	27.9%	16.9%	1.3%	0.0%

※小数第二位で四捨五入しているため、合計値が 100.0%にならない場合があります。

③ 耐震化の状況

旧耐震基準で建設され耐震診断が必要にもかかわらず実施していない施設、または耐震診断により耐震改修が必要と判定されたにも関わらず耐震改修が未実施の施設は総延床面積の23.3%に相当します。特に「行政施設」では約67%、「その他施設」では70%以上を占めています。

▼耐震基準別の延床面積比率

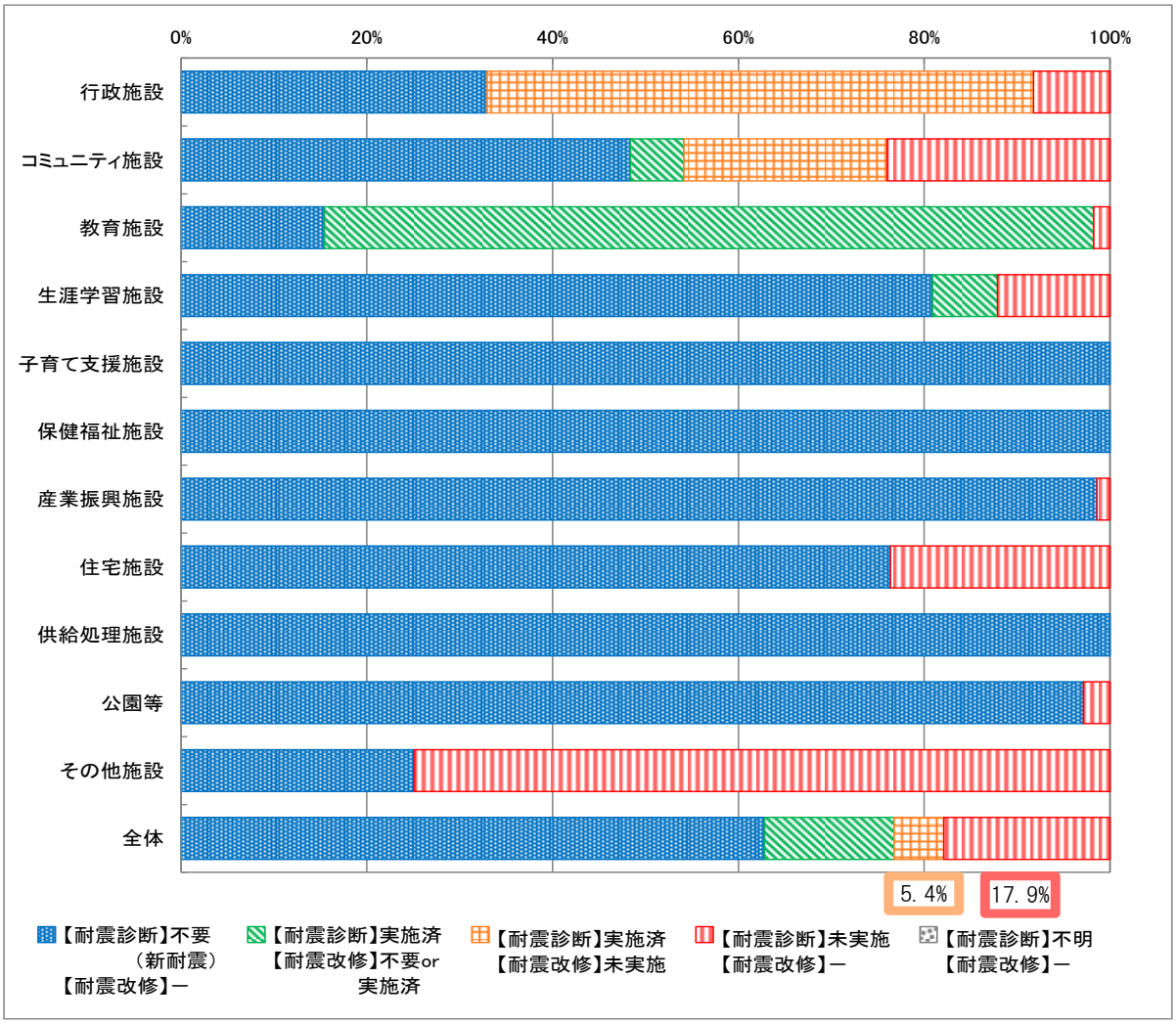

分類	【耐震診断】不要（新耐震）【耐震改修】－		【耐震診断】実施済【耐震改修】不要or実施済		【耐震診断】実施済【耐震改修】未実施		【耐震診断】未実施【耐震改修】－		【耐震診断】不明【耐震改修】－		合計（㎡）
	（㎡）	割合	（㎡）	割合	（㎡）	割合	（㎡）	割合	（㎡）	割合	
行政施設	1,918.1	32.9%	0.0	0.0%	3,426.3	58.8%	480.6	8.3%	0.0	0.0%	5,825.0
コミュニティ施設	3,351.0	48.4%	400.0	5.8%	1,517.4	21.9%	1,662.1	24.0%	0.0	0.0%	6,930.5
教育施設	2,162.8	15.4%	11,613.7	82.8%	0.0	0.0%	246.5	1.8%	0.0	0.0%	14,023.0
生涯学習施設	9,901.5	80.9%	857.0	7.0%	0.0	0.0%	1,483.9	12.1%	0.0	0.0%	12,242.4
子育て支援施設	1,767.7	100.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	1,767.7
保健福祉施設	5,507.5	100.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	5,507.5
産業振興施設	4,617.0	98.6%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	66.0	1.4%	0.0	0.0%	4,683.0
住宅施設	25,335.6	76.4%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	7,837.7	23.6%	0.0	0.0%	33,173.3
供給処理施設	1,289.1	100.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	1,289.1
公園等	488.8	97.1%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	14.4	2.9%	0.0	0.0%	503.2
その他施設	1,583.8	25.1%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	4,719.8	74.9%	0.0	0.0%	6,303.6
全体	57,922.8	62.8%	12,870.8	14.0%	4,943.6	5.4%	16,511.1	17.9%	0.0	0.0%	92,248.2

※小数第二位で四捨五入しているため、合計値が 100.0%にならない場合があります。

（２）インフラ系公共施設の現状

① 総量

インフラ系施設は町民の生活や産業を支える基盤的施設であり、町の開発や人口増加等に伴い整備が進められてきました。「道路」については敷設後15年を更新の目安としますが、整備年度不明の箇所が多いため、ここでは「橋梁」と「下水道（管渠）」の老朽化状況について整理します。「橋梁」は建設後60年、「下水道（管渠）」は敷設後50年を更新の目安としますが、現段階ではいずれも更新時期を経過した施設はありません。しかし30年後には「橋梁」の約41％、「下水道（管渠）」の40％が更新時期を迎えます。

なお、上水道施設については、西空知広域水道企業団による管理・運営が行われているため、本町の管理する公共施設等について検討する本計画の対象外としました。

▼インフラ系公共施設の概要

種別	総量	時点
道路 （林道含む）	一般道路 実延長合計：　418,272　(m) 道路面積　道路部：　2,489,531　(㎡) 自転車歩行者道 実延長合計：　57,875　(m) 道路面積　道路部：　157,783　(㎡)	平成26年度末
橋梁 （林道含む）	橋梁数：　136　(橋) 総延長：　3,482　(m) 総面積：　20,768　(㎡)	平成26年度末
下水道	総延長：　49,885　(m) 汚水管路：　42,728　(m) 雨水管路：　1,208　(m) 農集管路：　5,948　(m)	平成26年度末

▼橋梁の年度別整備量

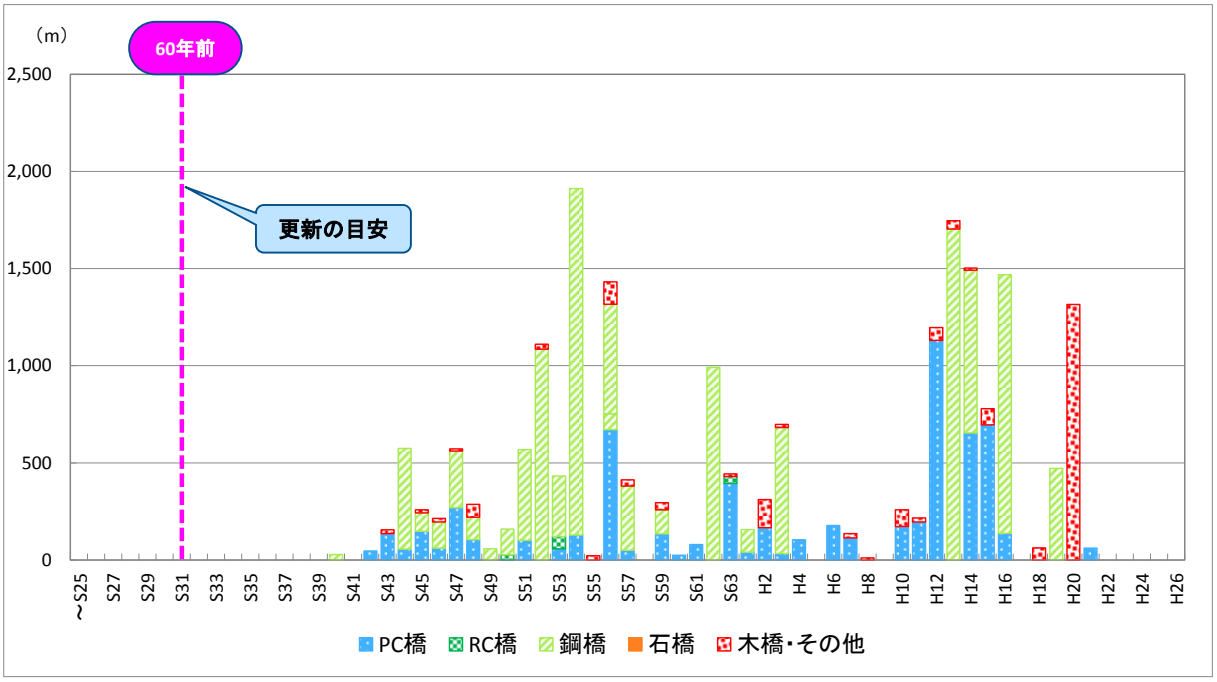

▼下水道（管渠）の年度別整備量

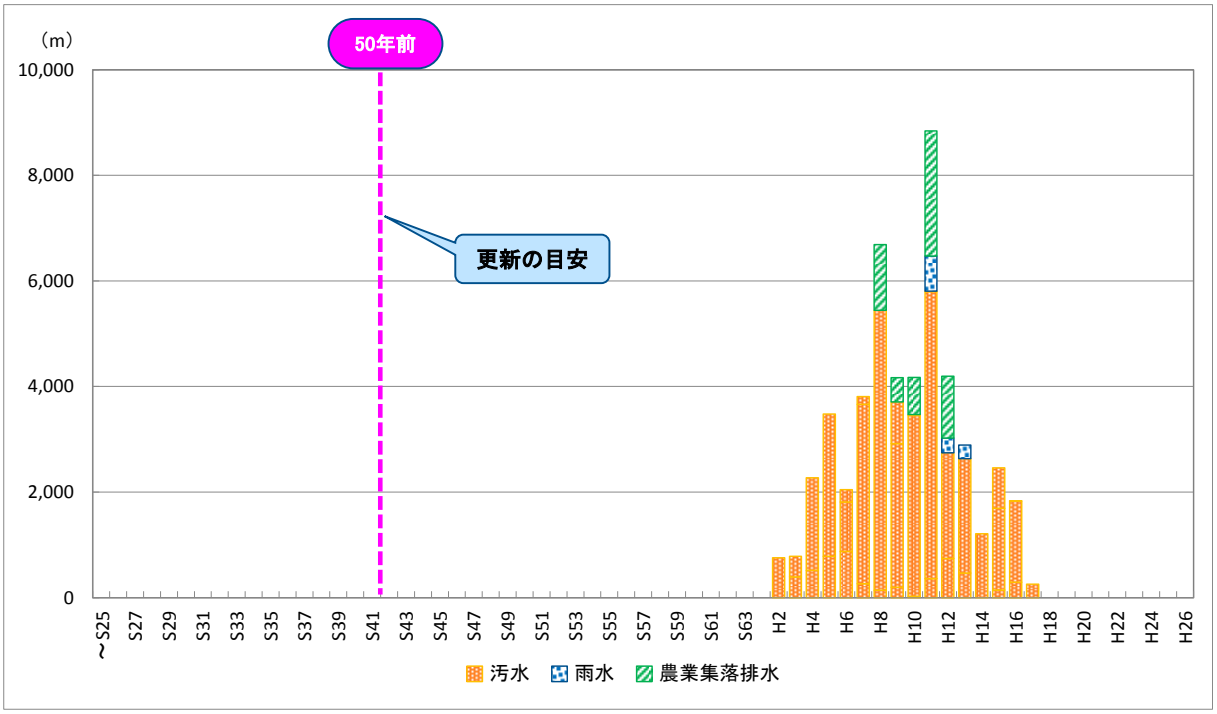

3　公共施設等の修繕・更新等にかかる中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

現在本町が所有する公共施設を、現状のまま全て維持した場合に今後どれだけの経費がかかるのかを試算し、それらに充てることができる財源と比較することで、公共施設の維持に関する財政上の課題を抽出します。試算は、一般財団法人 地域総合整備財団が公開している「公共施設更新費用試算ソフト」の試算条件に準じて行っています。

（１）公共施設等の将来更新費用

① 建築物系公共施設の将来更新費用

建築物系公共施設を全て維持した場合にかかる将来更新費用は50年間で427.1億円、平均すると年間8.5億円かかる見込みとなります。

▼建築物系公共施設の大規模修繕・更新等にかかる費用の推計結果

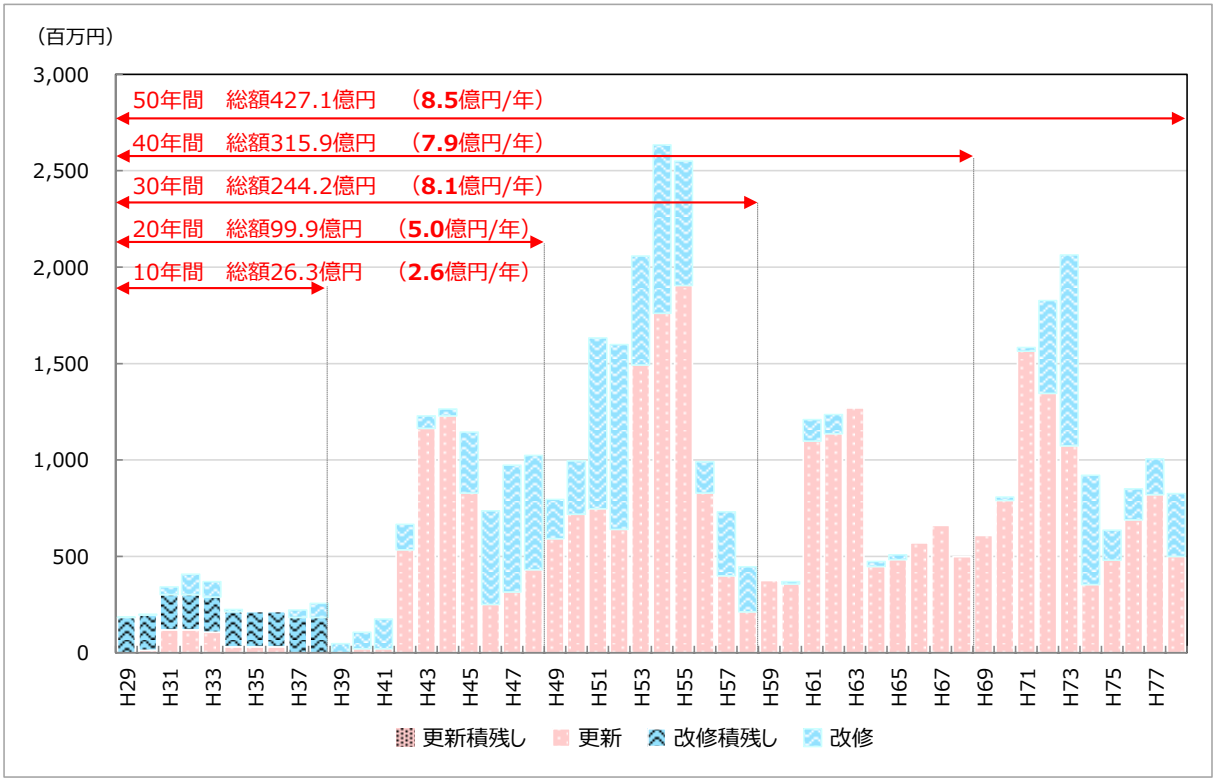

※大規模修繕積残し：建築後 30 年以内に大規模修繕が実施されないまま積み残された分
※建替え積残し：建築後 60 年以内に建替えが実施されないまま積み残された分

② インフラ系公共施設の将来更新費用

インフラ系公共施設として、「道路」、「橋梁」、「下水道（管渠）」について将来更新費用を試算します。50年間での更新等にかかる費用は555.3億円で、平均すると年間11.1億円かかる見込みとなります。そのうち、「道路」にかかる費用が50年間で404.2億円、インフラ系公共施設全体の約70%を占めています。

▼インフラ系公共施設の更新にかかる費用の推計結果

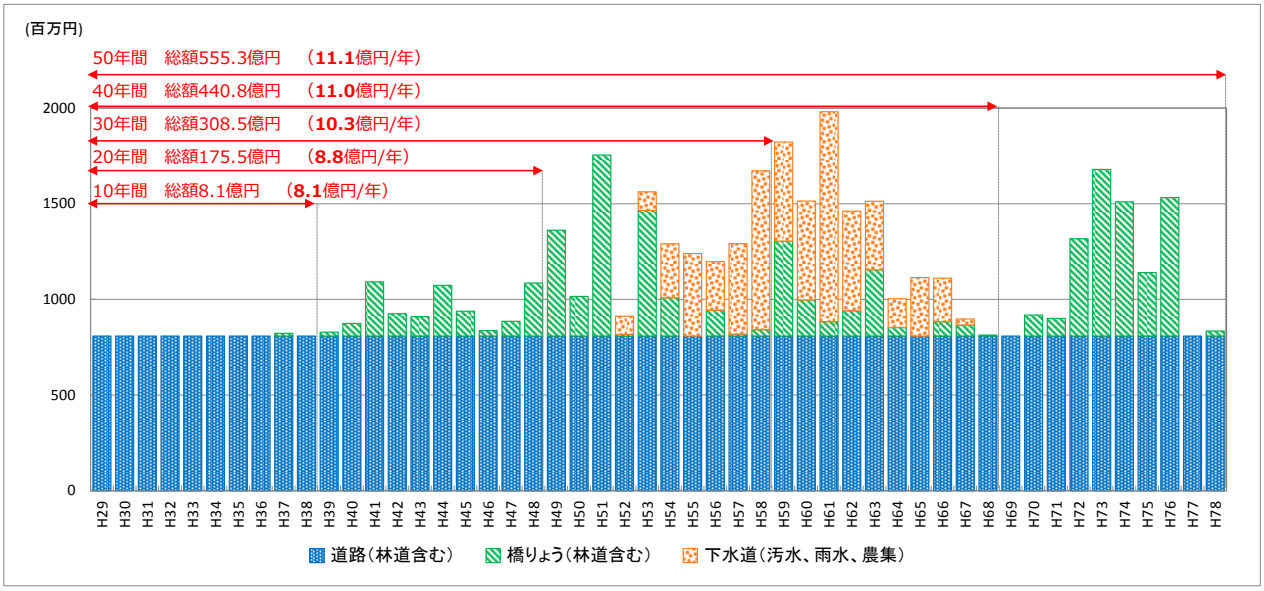

③ 全ての公共施設等の将来更新費用

建築物系公共施設、インフラ系公共施設の合計将来更新費用は50年間で982.4億円、平均すると年間19.6億円かかる見込みとなります。

▼公共施設等の将来更新等費用の推計結果

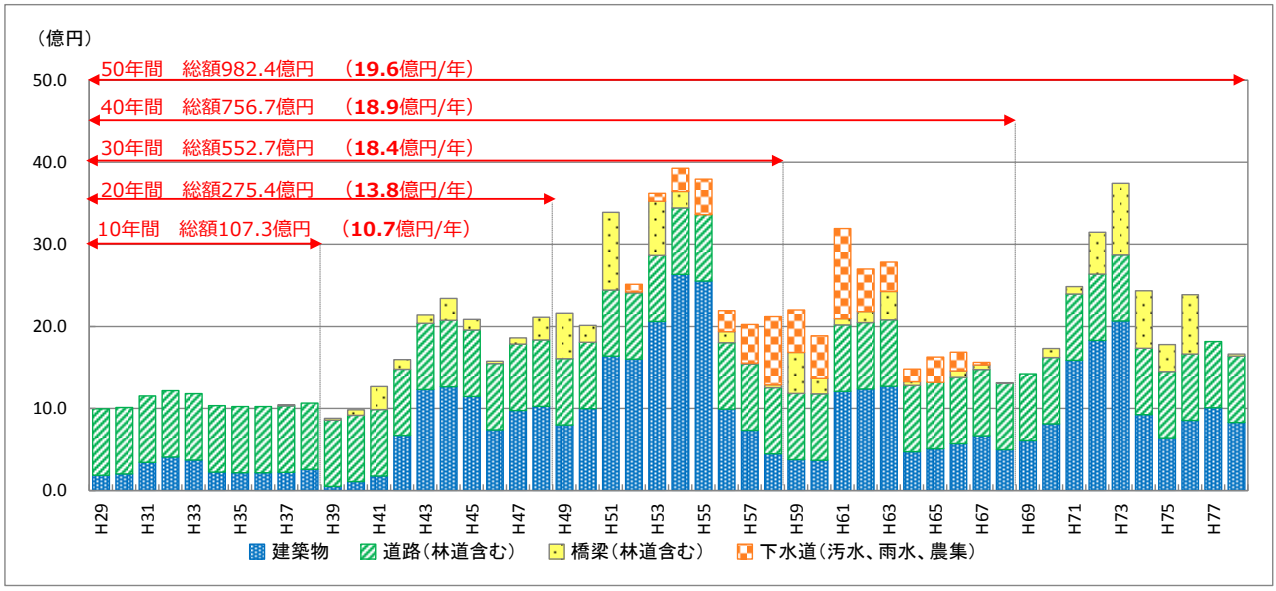

（２）充当可能な財源見込み

公共施設等の大規模修繕・更新に対する充当可能財源見込みを試算します。公共施設等のうち、大半の建築物や、「道路」、「橋梁」が一般会計の対象となり、「下水道（管渠）」が特別会計の対象となります。

一般会計における公共施設の更新に充てる費用は投資的経費の「普通建設事業費」に該当します。「普通建設事業費」の推計にあたっては、他の費目とのバランスを図る必要がありますが、とりわけ少子高齢化や人口減少の進行が町の行財政運営において大きな課題となる中で、人口の変化の影響を強く受ける「町民税（個人）」と「扶助費（社会保障費）」の２つとのバランスを考慮する必要があります。そこで、この２つの費目の変化を考慮した下式により、普通建設事業費の推計値を算出することとすると、平成29年から平成68年の普通建設事業費は年平均8.38億円と試算されました。

（ 普通建設事業費の推計値 ）
＝ （ 直近５年間の普通建設事業費平均値 ） －
［（ 直近５年間の町民税（個人）平均値 ） － （ 町民税（個人）推計値 ）］－
生産年齢人口減少による町民税収入の減少分
［ （ 扶助費推計値 ） － （ 直近５年間の扶助費 ） ］
従属人口（年少人口+老年人口）増加による扶助費の増加分

▼普通建設事業費の将来推計結果

	費用（百万円/年）		
	町民税（個人）	扶助費	普通建設事業費
H22～H26（実績値）	238.6	366.5	845.6
H29～H68（推計値）	176.6	312.5	837.6
増減	−62.0	−54.0	−8.0

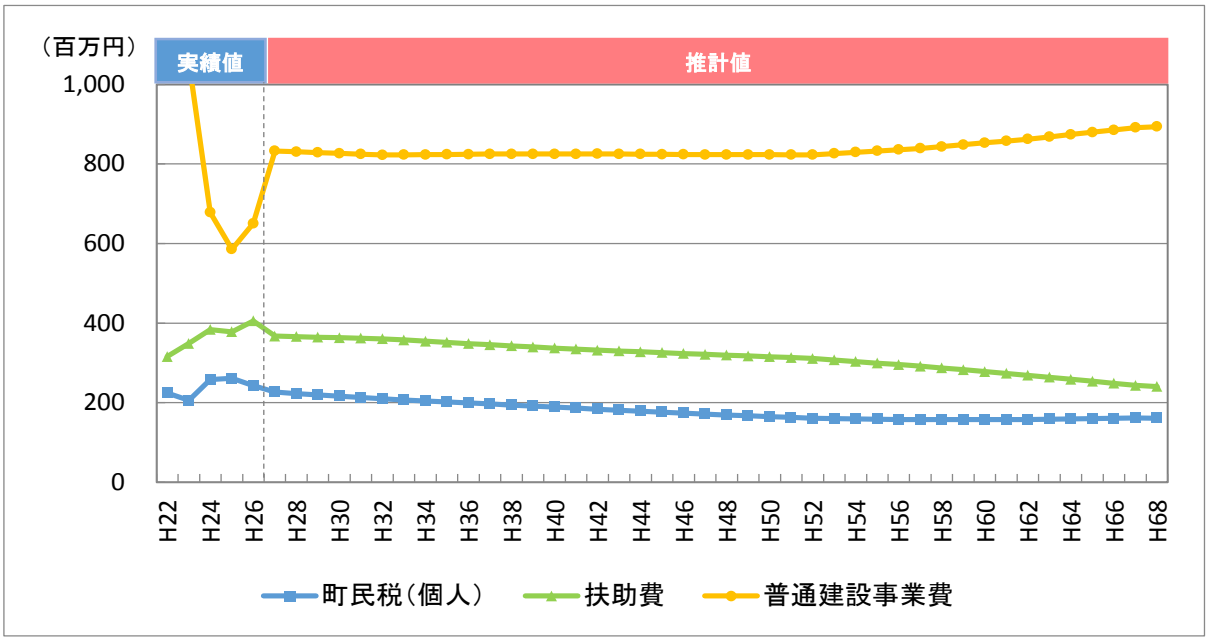

特別会計には「下水道事業特別会計」と「農業集落排水事業特別会計」があり、公共施設の更新に充てる費用は資本的支出の「下水道建設費」及び「下水道維持費/維持管理費/委託料」を見込み額とします。特別会計の場合は、収支バランスを料金収入で調整することも可能であるため、ここでは過去と同水準の費用を今後も充てることができると仮定し、過去５年間の実績額の平均値を将来の見込み額とします。特別会計は全体で年間0.14億円が見込まれます。

▼直近５年間の特別会計額

年度	費用（百万円/年）		
	特別会計		合計
	下水道	農業集落排水	
平成22年度	8.8	1.2	10.1
平成23年度	10.0	1.6	11.5
平成24年度	15.8	1.6	17.4
平成25年度	10.7	4.6	15.3
平成26年度	15.5	2.6	18.1
5年間平均	12.2	2.3	14.5

※小数第二位で四捨五入しているため、合計値に誤差が生じる場合があります。

一般会計と特別会計の和である8.5億円/年が充当可能な財源見込みとなります。

▼充当可能財源見込み

会計区分		対象	費用（億円/年）	備考
一般会計		普通建設事業費	8.38	推計結果の40年平均値（H29～H68）
特別会計	下水道事業会計	建設費 維持管理委託料	0.12	直近5年間の実績値（平均）
	農業集落排水事業会計	建設費 維持管理委託料	0.02	直近5年間の実績値（平均）
合計			8.52	

（３）将来更新費用と充当可能な財源見込みとの比較

建築物系公共施設、インフラ系公共施設を合わせた将来更新費用は年間19.6億円となるため、年間11.1億円の不足が見込まれます。

▼将来更新費用

対象		費用（億円/年）
建築物系施設		8.5
インフラ系施設	道路	8.1
	橋梁	1.8
	下水道	1.2
合計		19.6

▼充当可能財源見込みと将来更新費用の比較

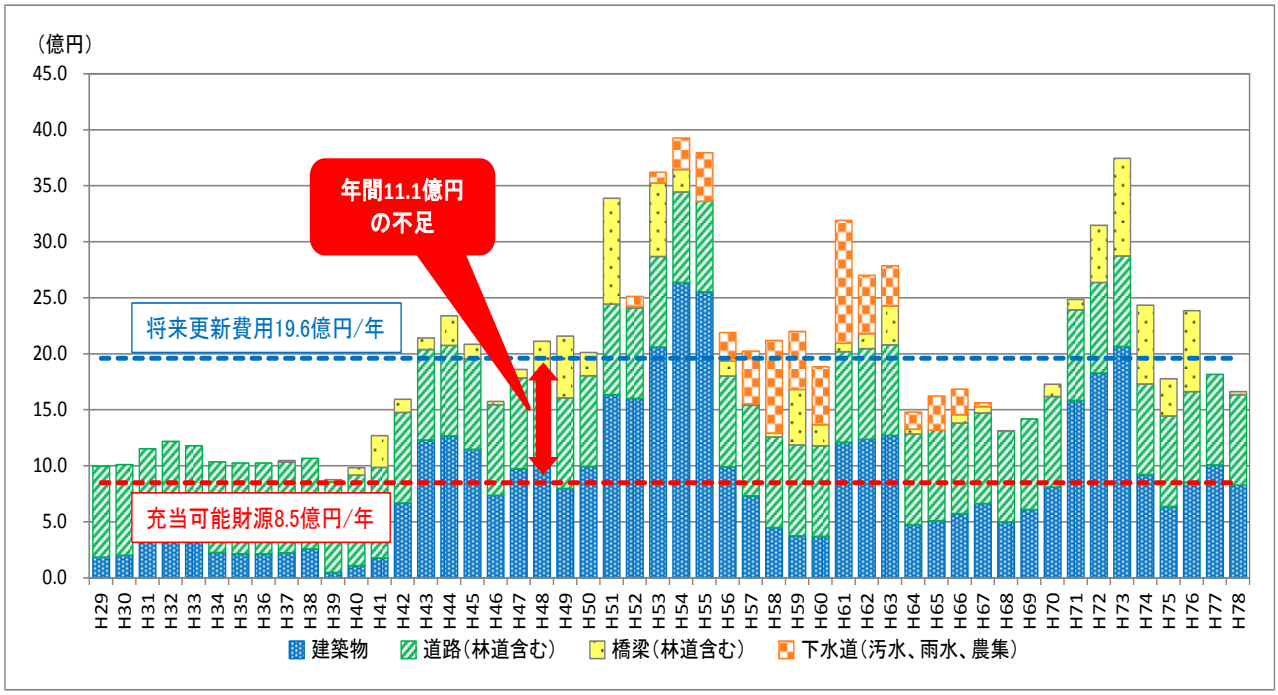

4　本町の公共施設等に関する課題

（１）大規模修繕・更新に係る費用の増加と財源不足

① 老朽化の進行による大規模修繕・更新費用の増加

本町の建築物系公共施設のうち、大規模修繕の目安となる築30年以上を経過した施設は46.1%を占めており、老朽化による大規模修繕に必要な費用が増加し、財政を圧迫していくことが懸念されます。

② 人口減少に伴う町税の減少

本町の人口は、平成27年に約7,000人、平成72年には約4,600人程度まで減少することが見込まれています。

とりわけ、生産年齢人口の減少が著しく、平成27年に約3,600人、平成72年に約2,600人と見込まれ、これに伴い町税が大きく減少することが懸念されます。

③ 充当可能財源を大幅に超過する大規模修繕・更新に係る費用

上記のとおり、老朽化の進行による大規模修繕・更新費用の増大の一方で、人口減少に伴う町税の減少等により、充当可能財源の確保が困難となることが懸念されます。総務省の示す推計手法によれば、本町が今後40年間の大規模修繕・更新費用に要する費用は19.6億円/年であるのに対し、充当可能な財源は8.5億円/年で、毎年11.1億円程度の不足が見込まれます。

（２）老朽化、耐震性能に係る安全性の問題

① 耐震性能不足による安全性の課題

耐震性を有していない又は有していない可能性のある施設が全体の２割以上に上りますが、未使用施設、車庫・倉庫など日常的に人が利用しない施設、更新予定のない施設など、耐震化が不要又は必要性が低い施設が多くを占めます。今後維持していく施設については、耐震診断・耐震改修を実施し、安全性を確保していく必要があります。

② 老朽化による安全性の課題

前述のとおり、築30年以上を経過した施設が全体の４割以上にも上ります。施設の老朽化による事故を防ぐためにも、今後維持していく施設については、劣化診断・改修を実施していく必要があります。

（３）人口減少や少子高齢化に伴う住民ニーズの変化

本町の人口は減少傾向で、とりわけ少子化による年少人口の減少は著しい傾向にあり、昭和55年に全人口の21.5%を占めていた年少人口は、平成22年には11.8%まで減少し、平成32年には10.3%まで減少し、以降回復が見込まれているものの、過去の水準まで戻ることは見込めません。

一方で、老年人口の全人口に占める割合は増加傾向にあり、昭和55年に13.5%を占めていた老年人口は、平成22年には33.9%まで増加し、以降も増加を続け、平成37年には39.4%となることが見込まれ、少子高齢社会が今後も深刻化していくことが見込まれます。

このように、公共施設等が整備された時期と現在・将来では、人口構造が大きく変化することから、公共施設等に対する需要も変化するものと考えられます。

需要に応じた公共サービスの質を維持していくためには、住民ニーズを的確に把握し、公共施設のあり方についても柔軟な対応が求められることになります。

新十津川町観光 PR キャラクター

「とつかわこめぞー」

第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

１　計画期間

本町が保有する公共施設等の多くは、過去60年間に整備され、今後50年間に大規模修繕・更新時期を迎えることが見込まれることから、本計画においては50年先までの財政需要や人口の変化の見通しを立てた上で、長期的な視点から今後の公共施設等のあり方についての検討を行います。

一方で、社会経済情勢に的確に対応した実効性の高い計画とするために、本計画を第一次計画と位置づけて計画期間を10年間（平成29年度～平成38年度）とします。

なお、今後の上位・関連計画や社会情勢の変化などの状況変化に応じて、適宜計画の見直しを行っていくこととし、計画期間終了後も継続的な取組となるように配慮します。

２　目標設定

効率的かつ効果的な管理運営に努めながら持続可能な公共施設マネジメントを推進する観点から、本町における公共施設マネジメントの目標設定を行います。

これまでに整理したとおり、将来的に公共施設等を維持していくために必要となる修繕・更新費用と充当可能財源には乖離が見られ、財源不足が懸念されている状況にあります。

このため、施設運営の見直しや新たな財源の確保、施設再編等の多岐にわたる段階的な取組みと、住民の理解醸成や官民の協働体制の構築を通じて、持続的に公共サービス・公共施設を維持していく観点から、長期的には修繕・更新費用と充当可能財源のバランスを取ることを目標としますが、本計画においては、公共施設マネジメントの第一段階として、現在11.1億円と試算される、充当可能財源の不足額を1/4にまで削減することを計画目標として設定します。

【本計画における試算】

公共施設等の修繕・更新コスト	19.6 億円／年
充当可能財源	8.5 億円／年
不足額	11.1 億円／年

↓

2.5 億円／年に削減

3　基本的な方針

（１）施設維持にかかるコストの抑制と財源確保

本町の建築物系、インフラ系を合わせた公共施設等の修繕・更新費用は大幅な財源不足が予想されています。

今後、公共施設等を維持していくためには、維持管理・修繕・更新にかかるコストの抑制や歳入確保、民間資本の活用等の幅広く総合的な対策が求められており、必要に応じた施設の削減についても取り組む必要があります。

① 維持管理、運営、修繕・更新にかかるコストの抑制

将来的な行政サービスを維持するために必要となる施設については、修繕・更新にかかるコストの抑制に努めるとともに、維持管理や運営コストの削減に努めて、修繕・更新コストの確保に努める必要があります。

維持管理、運営、修繕・更新にかかるコストの抑制については、以下の方針に従います。

（ａ）維持管理、運営にかかるコストの抑制

- 予防保全と事後保全をコスト面から比較し、予防保全優位の施設については、予防保全による長寿命化を図り、トータルコストの削減及びコスト平準化を実施
- 維持管理、運営業務におけるＰＰＰ[1]・ＰＦＩ[2]等の手法を利用した民間資本・ノウハウの活用
- 直営施設における指定管理者制度を含めたコスト削減のあり方の検討の実施
- 指定管理者制度導入済施設におけるコスト削減効果についての検証と、施設の機能・性格・規模等に応じた適切な指定管理のあり方についての検討の実施
- 包括的民間委託導入の検討
- 省エネルギー化、再生可能エネルギー導入の検討
- 点検・診断の効率化にかかる新技術の導入の推進
- 官民協働による維持管理、運営
- 地域の実態に即した維持管理・運営に関する適正水準の見直し

（ｂ）修繕・更新にかかるコストの抑制

- 減築による更新後の維持管理費用の抑制
- 地域の実態に即した施設更新サイクルの確立と長寿命化改修・利用によるトータルコストの削減
- 複数工事一括発注による発注手続きにかかるコストの削減
- スケルトンインフィル[3]等の新たな工法の採用による更新後の長寿命化

---

[1] パブリック・プライベイト・パートナーシップ（公民連携）の略。行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うという考え方のこと。

[2] プライベイト・ファイナンス・イニシアティブの略。PPP の手法の一つで公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間資本とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のこと。

[3] 長寿命の構造体（スケルトン）と物理的あるいは陳腐化による社会的な寿命の短い内装や設備等（インフィル）を分離して、それぞれの要求サイクルに沿って、柔軟に更新することで建築物の長寿命化を図ること。

② 新たな財源の確保・民間資本の活用

行政サービス水準を維持しながらコスト削減を進める一方で、新たな財源の確保や民間資本活用の検討も同時に進めていく必要があります。歳入確保・民間資本の活用については、以下の検討を行います。

（ａ）新たな財源の確保

- 特別会計事業における収益性の向上を図り、持続可能な事業運営の実現に努める。
- 利用者を増やす取組
- コスト分析に基づいた、適切な受益者負担額の見直しの検討
- ネーミングライツ[4]等の広告収入や駐車料金等徴収の検討
- 余剰土地の民間貸付

（ｂ）民間資本の活用

- ＰＰＰ・ＰＦＩ等の手法の利用による民間資本の活用
- クラウドファウンディング[5]等を用いた新たな資金調達手法の検討

③ 施設量の削減

不要な施設は見直しや廃止を進め、必要な施設のみ残していくことで、総量の削減を図ります。総量の削減の手順は以下のようになります。

（ａ）最適保有量の検討

公共施設等の最適な保有量を検討します。検討には、どの程度総量を削減すれば、維持管理・修繕・更新にかかる経費が充当可能であるかといった費用の面と、公共サービスを維持するために必要となる延床面積をどの程度の水準に設定するかといった量的な面からの視点が必要となります。費用の面では、総量削減だけでは不足する財源を補填することが困難なため、維持管理・修繕・更新にかかるコストの抑制や歳入確保についても考慮します。

保有量の面では他自治体の供給量を参考にして、本町の置かれた状況に応じた公共施設等保有量の適正水準を定め、公共サービスの機能維持や住民生活への影響等にも留意します。

---

[4] 行政と民間団体等との契約により、公共施設に愛称を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の運営に資する方法のこと。

[5] 不特定多数の人がインターネット等を経由して行政等の組織に財源の提供や協力などを行うこと。

（ｂ）施設評価

個々の施設に対して評価を行い、「現状維持」、「運営改善」、「機能廃止」等の施設の運用方針を定めていきます。評価については以下の視点で実施します。

定量評価…費用対効果や老朽化等の施設性能の側面から、各施設の定量的な評価を実施します。

配置評価…同じ機能を持つ施設分布の偏りや人口分布と照らした施設の供給量等、施設の空間的な偏りについて分析を行い、施設の偏在傾向解消に向けた評価を実施します。ここでは、町の公共施設等だけではなく同じ機能を持つ民間施設や、道・国の施設、広域連携を考慮に入れた近隣自治体の施設についても考慮に入れながら進めていきます。また、地域コミュニティの中心としての機能や防災上の役割についても合わせて考慮していきます。

総合評価…定量評価、配置評価を踏まえ、各施設の「現状維持」、「運営改善」、「機能廃止」等の運用方針を定めます。方針策定にあたっては、庁内だけでなく住民との合意形成を図りながら進めていき、上記で定めた公共施設等保有量の適正水準を満たす方針を定めます。

（ｃ）廃止施設の処分方法の検討

評価の結果、「機能廃止」と判断された施設については処分方法を検討します。処分にあたって、まず「売却」「貸付」「譲渡」等による有効活用を検討し、その可能性がなければ、必要に応じて除却特例債を活用し、財政負担の集中を避けながら、施設の除却を推進していきます。

（２）安全性の確保と計画的な管理

本町の公共施設等の老朽化、耐震性能にかかる課題に対し、公共施設等の安全性確保を推進していくことが必要です。安全性確保は平常時及び災害時、両方の視点から検討していきます。

平常時における公共施設等の安全性確保のためには、施設の劣化状況や性能低下を定期的に把握しておくことが必要で、そのためには、日常的、計画的な点検を通じた計画的な管理が不可欠です。また、使用する上で危険性が認められ、今後活用する目途のない施設については、速やかに除却していくことも必要となります。災害時における公共施設等の安全性確保のためには、施設の耐震化が必要です。施設の耐震化にあたっては、優先順位を定めて、重要な施設から耐震化工事を行っていく必要があります。

① 日常的、計画的な点検の実施

日常的、定期的な点検・診断を実施するためには、点検・診断のための体制づくりが必要です。点検・診断の結果はデータベース化することで、情報を蓄積し、次回以降の点検時の重点項目や、施設間における保全の優先度判断に活用していきます。効率的かつ確実な点検・診断を行うために点検・診断マニュアルを整備していきます。

② 残さない施設等の除却の推進

評価の結果、「機能廃止」と判断された施設については、民間への売却等を検討するとともに、必要に応じて優先順位を定めて除却を推進していきます。除却に際しては、財政負担の集中が懸念される場合には、積極的に除却特例債の活用を検討します。除却までの間、安全性に問題がある場合には、侵入防止などの応急措置を講じます。

③ 耐震化の推進

評価の結果、「現状維持」と判断された施設については、耐震診断を実施し、未耐震の場合には耐震化を推進していきます。耐震化工事にあたっては、防災上の役割や町民の利用状況、高齢者・障がい者・乳幼児等の災害時要援護者の利用状況等の観点から優先順を定めて実施していきます。

（3）住民ニーズの把握と変化に対する柔軟性

人口構造の変化や産業の構造の変化、ライフスタイルの変化に伴い、求められる公共施設等は時代とともに変化します。変化の中で効用の高い行政サービスを維持し続けるには、現在から将来にわたる住民ニーズの的確な把握と、変化に対して柔軟に対応できる施設づくりが重要となります。また、施設の使いやすさへの配慮も大切です。

① 住民ニーズの的確な把握

住民ニーズの的確な把握のためには、利用度の定期的な把握や、住民の声を拾い上げる体制づくりが必要です。そのために、住民ニーズの調査や、官民交えた公共施設等のあり方検討を定期的に行っていきます。

② 変化に対して柔軟に対応できる施設づくり

欧米では建築物を長く大切に使う考え方があり、スケルトンインフィルが採用されています。長寿命化による更新コスト抑制だけでなく、施設機能のニーズに対する柔軟な対応の面においてもメリットがあり、今後、更新する施設に関しては積極的に導入を検討していきます。

③ 誰でも使いやすい施設づくり

施設の利用しやすさを考慮して、施設の修繕・更新にあたっては、ユニバーサルデザイン[6]やバリアフリー[7]に配慮した施設づくりを行っていきます。

---

[6] 障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境の設計のこと。

[7] 障がい者・高齢者などの生活弱者のために、物理的な障壁の削除を行うこと。

（４）公共施設マネジメントの確実かつ継続的な推進

公共施設マネジメントを確実かつ継続的に推進していくためには、全庁的な推進体制の構築、ＰＤＣＡサイクルの運用による進捗管理等の管理体制の構築が不可欠です。

また、公共施設マネジメントを効率的に実施していくためには、施設データや点検記録等の情報の共有を行うことや、基金の設置等により計画に実行性を持たせることが重要です。公共施設マネジメントの推進には、町民への理解や協働も欠かせません。今後の方向性に関する情報共有や運営に関する町民との対話、あるいは協働による公共施設マネジメントの推進を図っていきます。

① 管理体制の構築

公共施設マネジメントの推進にあたっては、庁内検討・意思決定とともに職員意識の啓発・人材育成を図る観点から、副町長をトップとする行政改革推進本部の下に、各主管課長を中心に構成する行政改革専門部会（公共施設マネジメント部会）を設置するなど、全庁的な推進体制の構築を進め、ＰＤＣＡサイクルに則した公共施設マネジメントの実現を目指すほか、必要に応じて本計画の見直しも行います。

② 情報管理・共有のあり方

公共施設等を所管する庁内各課における施設カルテの運用や、公共施設等の基本情報、点検・診断履歴、修繕履歴等の情報の一元化のための公共施設等管理システムの構築、新公会計システムの運用に伴う固定資産台帳との連携等を図ります。

③ 計画の実効性の確保

本章及び次章に定める方針については、住民への公共サービスの枠組みを決定づける性格から、町の最上位計画である総合計画との連携を図ります。また、本計画の実効性を確保するために、施設類型ごとに本計画の方針を踏まえた個別施設計画を展開するものとします。

④ 情報公開、住民参加

今後の公共施設マネジメントにおいては、個別施設計画に関する合意形成を図る観点から、住民と課題・方針を共有していく必要があることから、広報誌やホームページを通じた積極的な情報発信やシンポジウム等を通じた認識共有を図るとともに、個別施設計画の立案・実現に向けた町民や地域団体を交えた勉強会・検討会等を開催して、合意形成に努めます。

第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

１　建築物系公共施設の現況と課題

（１）行政施設

町内には、役場庁舎、防災センター、除雪センターの３施設が供用されています。

▼行政施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	役場庁舎	4,240.2	直営	鉄筋コンクリート	昭和45年	旧耐震	実施済	未実施	未実施	平成21年
2	除雪センター	1,316.0	一部委託	鉄骨	昭和57年	新耐震	未実施		未実施	平成18年
3	防災センター	268.8	直営	鉄骨	平成8年	新耐震	未実施		未実施	

▼行政施設の配置状況

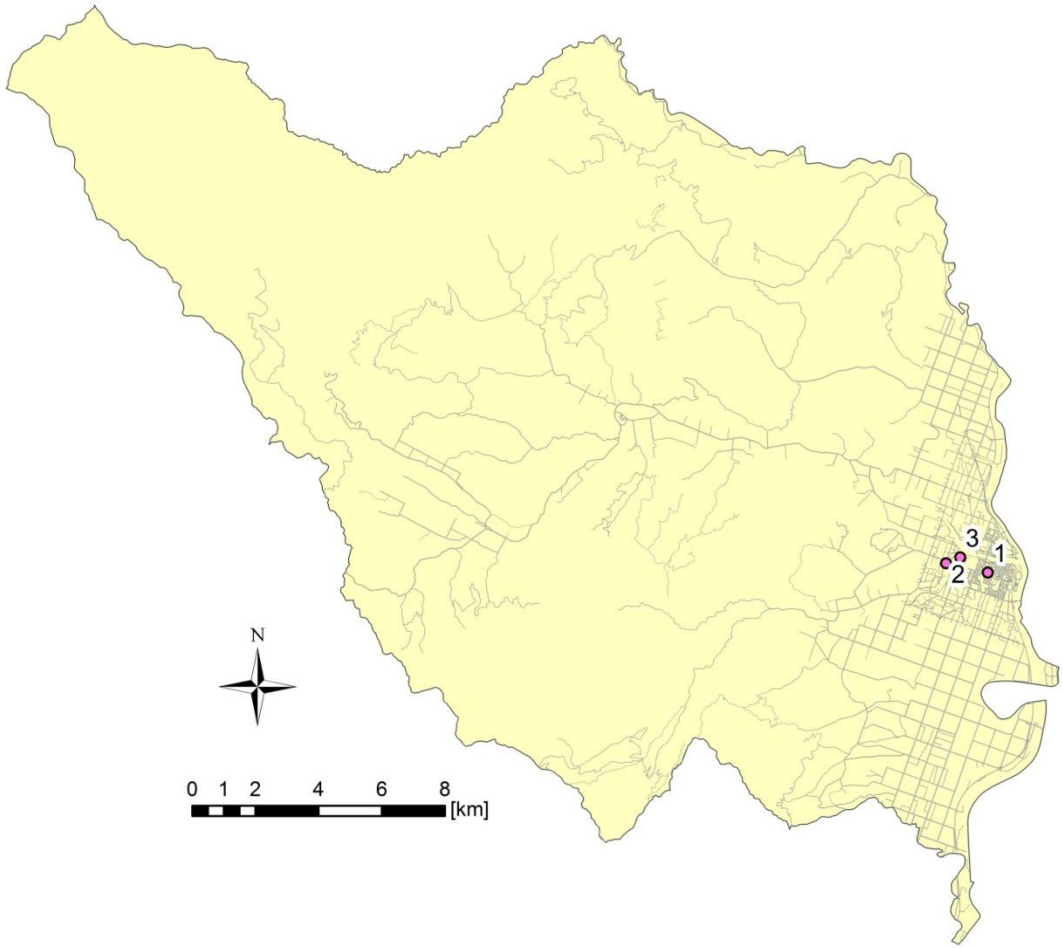

① 現況と課題

持続可能な行政サービスを提供していく観点から、需要に応じた適正な規模を維持していく必要があります。

除雪センターが一部委託により運営されている他は、全て直営で運営されており、管理運営コストの低減、サービスの高度化を図る観点から、包括的民間委託[8]の導入等、民間の資本とノウハウの導入について検討を行う必要があります。

防災センターは平成８年に建設されており、比較的新しい施設となっています。一方で、役場庁舎は昭和45年、除雪センターは昭和57年に建設されており、それぞれ建設後46年・34年を経て、老朽化が進んでいることから、機能維持を図る観点から、施設の更新に合わせた複合化等について検討する必要があります。

② 維持管理の方針

役場庁舎については、耐震性能に不安があり老朽化も進んでいることから、計画的に建て替えを行います。

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、老朽化施設において適宜劣化診断を実施するなど施設の現況把握を行い、緊急度の高い施設から計画的な改修・更新に努めます。施設の改修・更新を行うにあたっては、包括的民間委託の導入やＰＰＰ・ＰＦＩの導入等、民間の資本・ノウハウの活用を検討し、運営の改善を図ります。

---

[8] 施設を適切に運営して、一定の要求水準を満たせば、運転の詳細は民間事業者の裁量に任せる、「性能発注」の考え方に基づく委託方式で、経営改善を図りやすい環境を用意する観点から、複数年契約を原則とする委託契約のこと。

（2）コミュニティ施設

町内には、農村環境改善センターの他に、各行政区に19か所の自治会館等が存在していますが、供用を停止しており、順次解体される旧自治会館が８施設存在しており、実質的には11施設が供用されています。

▼コミュニティ施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	みどり区自治会館	232.4	全部委託	鉄筋コンクリート	昭和51年	旧耐震	実施済	未実施	未実施	平成19年
2	花月区自治会館	260.9	全部委託	鉄筋コンクリート	昭和51年	旧耐震	実施済	未実施	未実施	平成20年
3	菊水区自治会館	286.9	全部委託	鉄筋コンクリート	昭和53年	旧耐震	実施済	未実施	未実施	平成13年
4	吉野地区活性化センター	562.4	一部委託	鉄骨・鉄筋コンクリート	平成15年	新耐震	未実施		未実施	
5	旧学園区自治会館	251.9	直営	鉄筋コンクリート	昭和52年	旧耐震	未実施		未実施	
6	旧宮前区自治会館	173.9	直営	コンクリートブロック	昭和54年	旧耐震	未実施		未実施	平成14年
7	旧上総進福祉館	132.8	直営	木造	昭和56年	旧耐震	未実施		未実施	
8	旧総進区自治会館	289.2	直営	コンクリートブロック	昭和56年	旧耐震	未実施		未実施	
9	旧東花月区自治会館	157.6	直営	コンクリートブロック	昭和50年	旧耐震	未実施		未実施	平成15年
10	旧南花月区自治会館	174.7	直営	コンクリートブロック	昭和55年	旧耐震	未実施		未実施	平成11年
11	旧北大和区自治会館	188.8	直営	コンクリートブロック	昭和52年	旧耐震	未実施		未実施	平成16年
12	旧幌加区自治会館	117.0	直営	コンクリートブロック	昭和49年	旧耐震	未実施		未実施	平成11年
13	橋本区自治会館	250.9	全部委託	鉄筋コンクリート	昭和55年	旧耐震	実施済	未実施	未実施	平成17年
14	青葉区自治会館	299.5	全部委託	鉄骨	平成2年	新耐震	未実施		未実施	平成25年
15	総進区自治会館	176.3	全部委託	コンクリートブロック	昭和53年	旧耐震	未実施		未実施	
16	大和区自治会館	400.0	全部委託	鉄筋コンクリート	昭和53年	旧耐震	実施済	不要	未実施	平成26年
17	中央区自治会館	417.4	全部委託	鉄骨	平成2年	新耐震	未実施		未実施	平成24年
18	農村環境改善センター	2,071.8	直営	鉄筋コンクリート	昭和57年	新耐震	未実施		法第12条点検	平成25年
19	文京区自治会館	259.2	全部委託	コンクリートブロック	昭和50年	旧耐震	実施済	未実施	未実施	平成21年
20	弥生区自治会館	227.0	全部委託	コンクリートブロック	昭和50年	旧耐震	実施済	未実施	未実施	平成14年

▼コミュニティ施設の配置状況

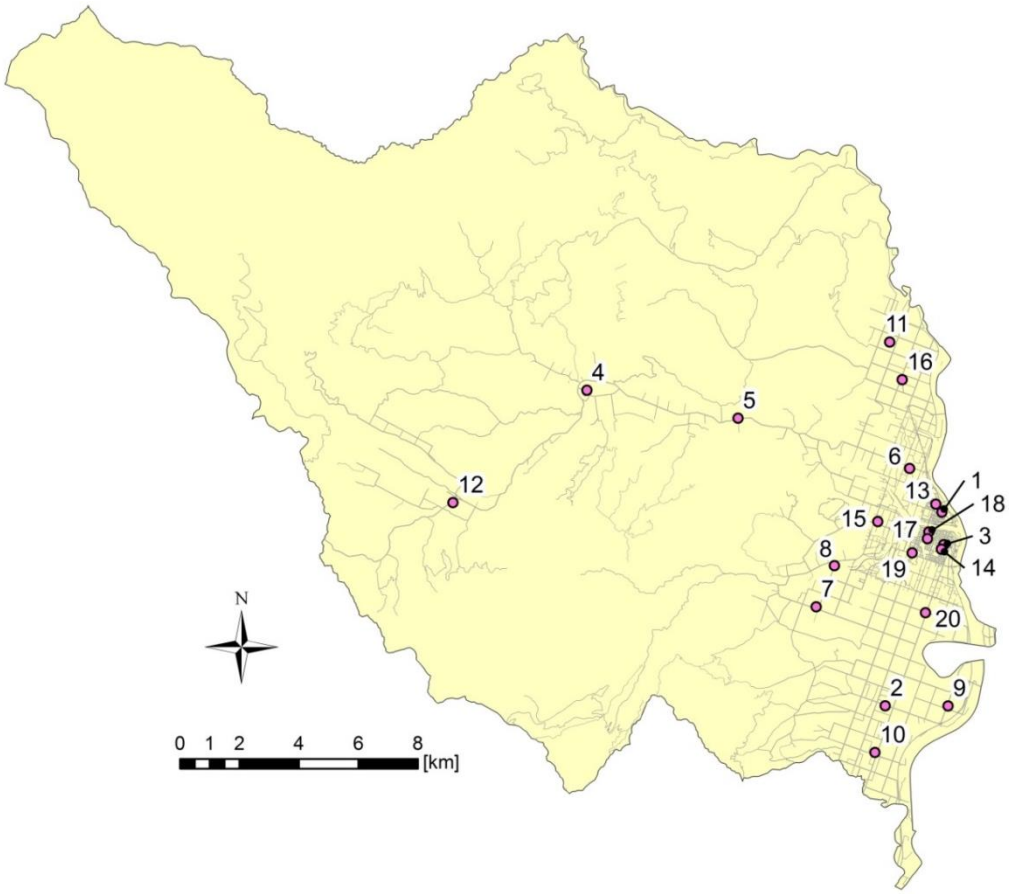

① 現況と課題

平成18年１月の行政区再編により、再編後の自治会館として使用されている施設で、耐震性能に不安のある施設は平成29年度までにすべて建替えることになっています。また、自治会館として使用されなくなった旧自治会館等については順次解体が進められています。

農村環境改善センターが直営、吉野地区活性化センターが一部委託で運営されている以外は、各々の行政区が管理運営しています。

各行政区に設けられた自治会館等では、既に行政区に管理運営が委ねられており、今後は修繕・更新等にかかる費用負担についても、適正な受益者負担のあり方について検討する必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、耐震性能に不安のある施設については計画的な改修・更新に努めます。

施設の改修・更新を行うにあたっては、包括的民間委託の導入や、地域の行政区との適正な費用負担のあり方等について検討し、運営の改善を図ります。

施設の再編に関しては、施設利用の実態や住民ニーズの把握に努め、施設の老朽化や将来の人口・財政状況等を踏まえて、必要に応じた施設の統合や廃止、複合化について検討します。併行して、利用されなくなった施設については、必要に応じた除却や払い下げ等、地域活力の醸成につながる利用方策について検討します。

（３）教育施設

町内には、全町を学区とする小・中学校が各１校設置されています。この他に給食センター１施設、中学校武道場が１施設供用されています。

▼教育施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	給食センター	1,161.2	一部委託	鉄骨	平成14年	新耐震	未実施		未実施	平成26年
2	学校（小学校）	6,089.7	直営	鉄筋コンクリート	昭和56年	旧耐震	実施済	実施済	法第12条点検	平成26年
3	学校（中学校）	6,011.6	直営	鉄筋コンクリート	昭和46年	旧耐震	実施済	実施済	法第12条点検	平成14年
4	中学校武道場	760.5	一部委託	鉄骨	平成24年	新耐震	未実施		未実施	

▼教育施設の配置状況

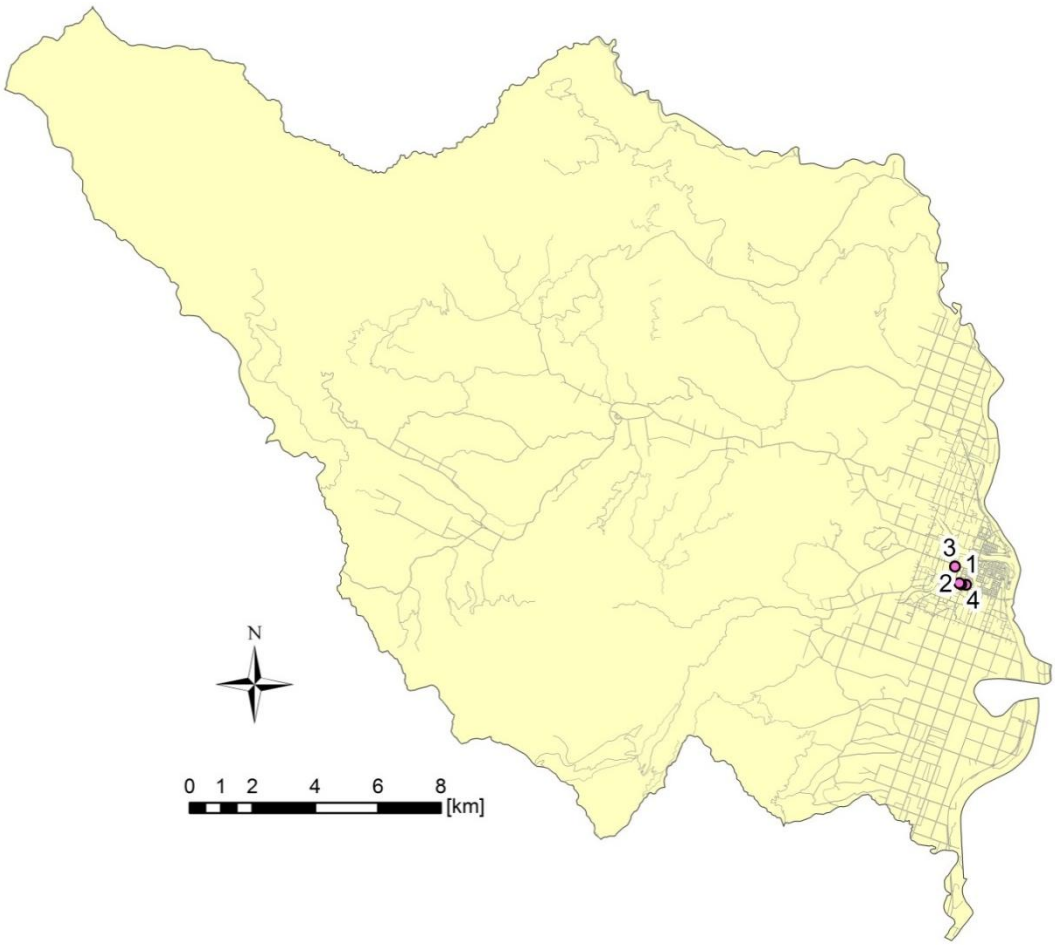

① 現況と課題

総人口の減少を受けて、児童・生徒数も減少傾向を見せており、学校規模も各学年２学級が基調となっています。今後も進展すると想定される少子化の影響等を踏まえつつ、効率的・効果的な学校運営を図る観点から、小中学校施設の更新に備えて、義務教育学校[9]や小中一貫校への移行等を含めた多角的な検討を行うなど、教育施設全体の管理運営を、より効率的に行える方法を検討し、コスト削減に努める必要があります。

また、不要となる敷地・建物が生じた際には、敷地規模・施設規模の大きな施設であるとともに、地域コミュニティの中核としてのシンボル性を有する施設であることから、他の施設を統合する拠点としての活用可能性について検討することも必要です。

小中学校は直営、給食センター及び中学校武道場は一部委託によって運営されています。

給食センターは平成14年、中学校武道場は平成24年に建設されており、比較的新しい施設となっています。一方で、小学校は昭和56年、中学校は昭和46年に建設されており、それぞれ建設後35年・45年を経て、老朽化が進んでいることから、劣化診断を実施するとともに、計画的な修繕・更新に向けた計画を策定する必要があります。その際、施設の更新に合わせた減築や複合化について検討する必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、老朽化施設において、適宜、劣化診断の実施など施設の現況把握を行い、緊急度の高い施設から計画的な改修・更新に努めます。施設の改修・更新を行うにあたっては、包括的民間委託の導入やＰＰＰ・ＰＦＩの導入等、民間の資本・ノウハウの活用を検討し、運営の改善を図ります。

施設の再編に関しては、施設の老朽化や少子化の影響、将来の財政状況等を踏まえて、良好な教育環境を維持していく観点から、義務教育学校への移行等を含めた多角的な検討を行います。利用されない施設が生じた際には、周辺施設の集約化の拠点としての活用を模索するとともに、必要に応じた除却や払い下げ等、地域活力の醸成につながる利用方策について検討します。

---

[9] 平成２７年６月に公布され、平成２８年４月から施行された「学校教育法等の一部を改正する法律」によって、創設された９年制の学校のこと。従来の小中一貫校が小学校と中学校が連携して運営されるのに対し、１つの９年生学校とすることで、カリキュラムの重複等を調整して、より自由度の高い教育が行えるようになった。

（4）生涯学習施設

町内には、スポーツセンターをはじめとする体育施設６施設、図書館などの文化施設７施設が供用されています。

▼生涯学習施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	サンウッドパークゴルフ場	119.6	指定管理	コンクリートブロック	平成8年	新耐震	未実施		未実施	平成13年
2	スポーツセンター	4,385.0	指定管理	鉄骨・鉄筋コンクリート	平成1年	新耐震	未実施		未実施	平成24年
3	そっち岳スキー場	433.7	一部委託	鉄骨	平成11年	新耐震	未実施		未実施	平成25年
4	ピンネスタジアム	309.5	指定管理	鉄筋コンクリート	平成5年	新耐震	未実施		未実施	平成21年
5	ふるさと公園野球場	44.0	指定管理	れんが	昭和57年	新耐震	未実施		未実施	平成24年
6	中央体育館	794.6	直営	木造	昭和34年	旧耐震	未実施		未実施	
7	アートの森彫刻体験交流促進施設	1,818.9	指定管理	鉄筋コンクリート	昭和58年	新耐震	未実施		未実施	平成22年
8	開拓記念館	857.0	一部委託	コンクリートブロック	昭和54年	旧耐震	実施済	実施済	未実施	平成26年
9	新十津川物語記念館	366.0	一部委託	鉄骨	平成7年	新耐震	未実施	実施済	未実施	平成17年
10	図書館	1,372.1	直営	鉄筋コンクリート	平成6年	新耐震	未実施		未実施	平成23年
11	農業記念館	170.7	一部委託	コンクリートブロック	昭和61年	新耐震	未実施		未実施	
12	文化伝習館	869.2	直営	鉄骨	平成3年	新耐震	未実施		未実施	平成27年
13	宝物庫	12.8	直営	木造	平成2年	新耐震	未実施		未実施	

▼生涯学習施設の基本情報

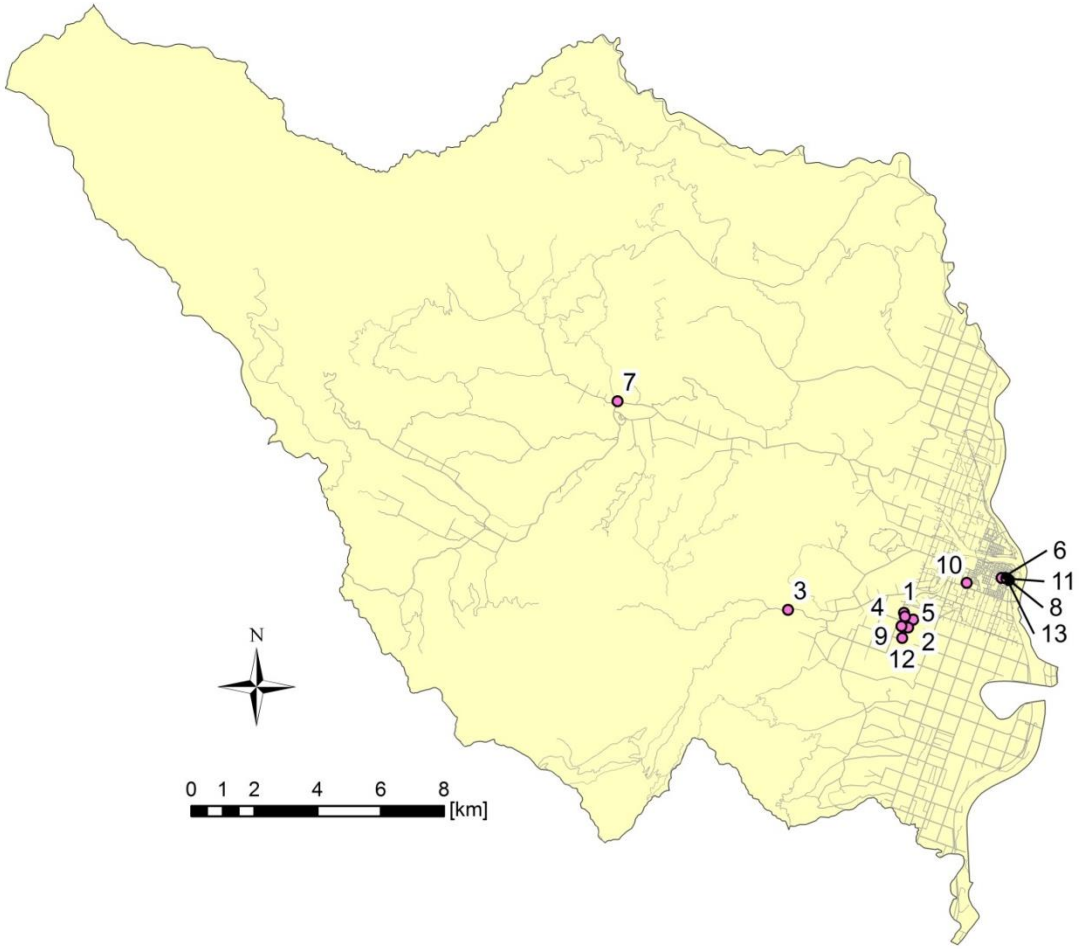

① 現況と課題

利用状況が判明している施設については、各施設共に若干の変動はあるものの、安定的に利用されています。今後は、全施設の利用実態の把握に努めるとともに、住民ニーズに合致した施設となっているかを検証する必要があります。また、住民の利用が低調な施設については、利用者ニーズに合致した施設となるように、施設の転用や統合等について検討する必要があります。

施設の運営形態としては、直営、一部委託、指定管理者制度等、多様な運営形態が採用されていますが、管理運営コストの低減を図るとともに、サービスの高度化を図る観点から、民間の資本とノウハウの導入について検討が必要と考えられます。

建築年次は幅広く、中には建築後60年を迎えようとしている建物も存在しているため、劣化診断を実施するとともに、機能維持を図る観点から計画的な修繕を行う必要があります。また、老朽化が進んだ施設については、施設の更新に合わせた減築や複合化について検討する必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、老朽化施設において適宜劣化診断を実施するなど施設の現況把握を行い、緊急度の高い施設から計画的な改修・更新に努めます。施設の改修・更新を行うにあたっては、包括的民間委託の導入や、地域の行政区への移管の可能性等、民間の資本・ノウハウの活用を検討し、運営の改善を図ります。

施設の再編に関しては、施設利用の実態や住民ニーズの把握に努め、施設の老朽化や将来の人口・財政状況等を踏まえて、必要に応じた施設の統合や廃止、複合化について検討します。併行して、中央体育館等の老朽化した施設については、必要に応じた除却や払い下げ等、地域活力の醸成につながる利用方策について検討します。

（５）子育て支援施設

町内には、青少年交流センター（児童館）１施設、新十津川保育園１施設が供用されています。

▼子育て支援施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	青少年交流センター（児童館）	772.6	指定管理	鉄筋コンクリート	平成5年	新耐震	未実施		法第12条点検	平成20年
2	新十津川保育園	995.0	指定管理	コンクリートブロック	平成17年	新耐震	未実施		未実施	平成17年

▼子育て支援施設の配置状況

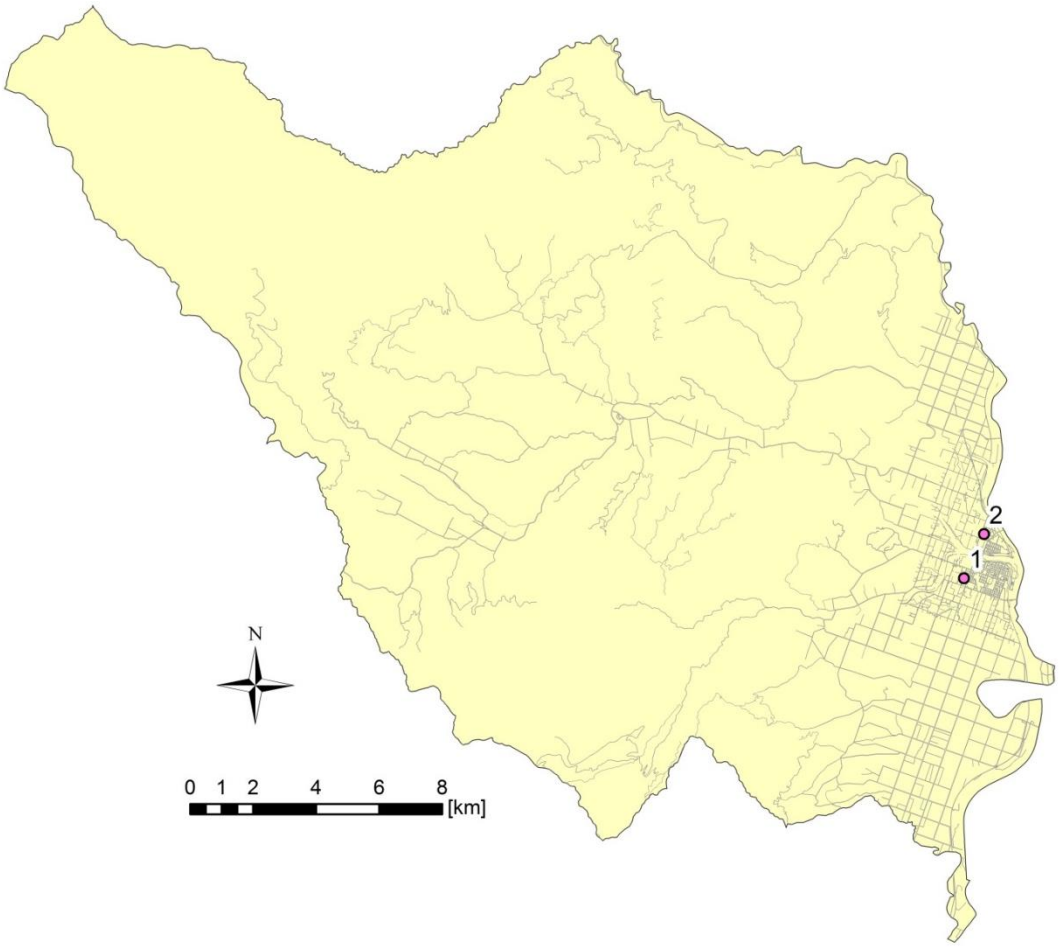

① 現況と課題

年度による変動は見られますが、施設の定員を超えることなく推移しています。今後も子育てしやすい環境を提供していく観点から、需要に応じた保育園・児童館を提供していく必要があります。

全ての施設が指定管理者制度を活用して運営されていますが、管理運営コストの最適化を図る観点から、現在導入されている指定管理者制度の妥当性検証を行うとともに、安価に良好なサービスを提供する仕組みについて検討していく必要があります。

総じて、比較的に新しい建物となっているため、定期的な点検などを通じて予防修繕に努める必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、老朽化施設において適宜劣化診断を実施するなど施設の現況把握を行い、緊急度の高い施設から計画的な改修・更新に努めます。施設の改修・更新を行うにあたっては、包括的民間委託の導入等、民間の資本・ノウハウの活用を検討し、運営の改善を図ります。

施設の再編に関しては、施設利用の実態や住民ニーズの把握に努め、施設の老朽化や将来の人口・財政状況等を踏まえて、より利用しやすい立地への移転や複合化について検討します。この際に、利用されなくなった施設については、必要に応じた除却や払い下げ等、地域活力の醸成につながる利用方策について検討します。

（６）保健福祉施設

町内には、総合健康福祉センターゆめりあが供用されています。

▼保健福祉施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	総合健康福祉センターゆめりあ	5,507.5	直営	鉄骨・鉄筋コンクリート	平成11年	新耐震	未実施		法第12条点検	平成21年

▼保健福祉施設の配置状況

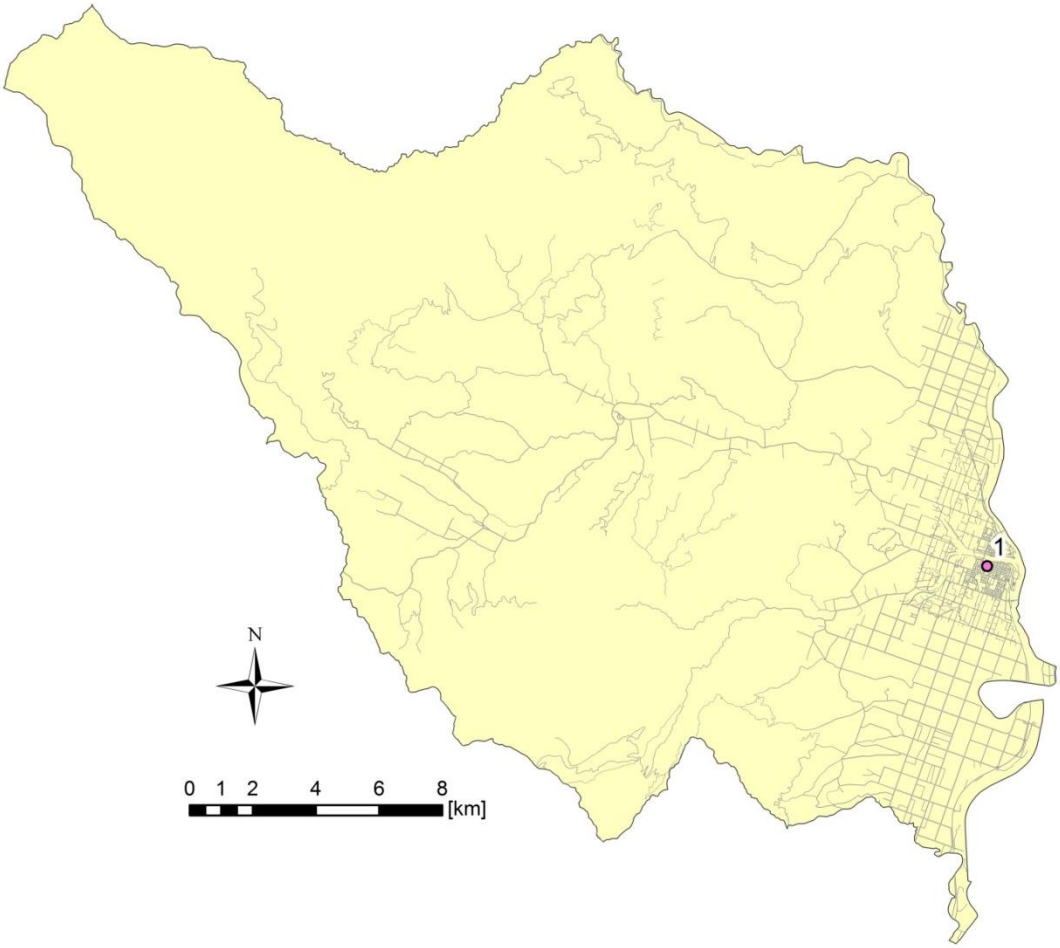

① 現況と課題

住民生活の根幹を支える施設であることから、利用実態の把握に努めるとともに、需要に応じた適正な規模を維持していく必要があります。

総合健康福祉センターゆめりあは平成11年に建設された、比較的新しい施設で、直営によって運営されています。

今後は、管理運営コストの低減を図るとともに、サービスの高度化を図る観点から、包括的民間委託の導入等、民間の資本とノウハウの導入について検討を行う必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、施設の現況把握を行い、計画的な改修・更新に努めます。

施設の改修・更新を行うにあたっては、包括的民間委託の導入等、民間の資本・ノウハウの活用を検討します。

（７）産業振興施設

町内には、サンヒルズ・サライやケビン村ヴィラトップ、青少年交流キャンプ村等の宿泊施設や、新十津川物産館、農林産物加工センター等の産業・観光系の公共施設が７施設供用されています。

▼産業振興施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	ケビン村ヴィラトップ	627.5	指定管理	木造	平成8年	新耐震	未実施		未実施	平成17年
2	サンヒルズ・サライ	1,869.4	指定管理	鉄骨・鉄筋コンクリート	平成9年	新耐震	未実施		未実施	平成27年
3	学園総合公共牧場	60.0	直営	鉄筋コンクリート	平成16年	新耐震	未実施		未実施	
4	新規就農者技術修得センター	414.7	指定管理	鉄骨	平成5年	新耐震	未実施		未実施	平成22年
5	新十津川物産館	655.3	指定管理	鉄筋コンクリート	平成3年	新耐震	未実施		未実施	平成22年
6	水防倉庫	66.0	直営	木造	昭和47年	旧耐震	未実施		未実施	
7	青少年交流キャンプ村	260.0	直営	木造	平成1年	新耐震	未実施		未実施	平成21年
8	農林産物加工センター	730.2	指定管理	鉄骨	平成1年	新耐震	未実施		未実施	平成22年

▼産業振興施設の配置状況

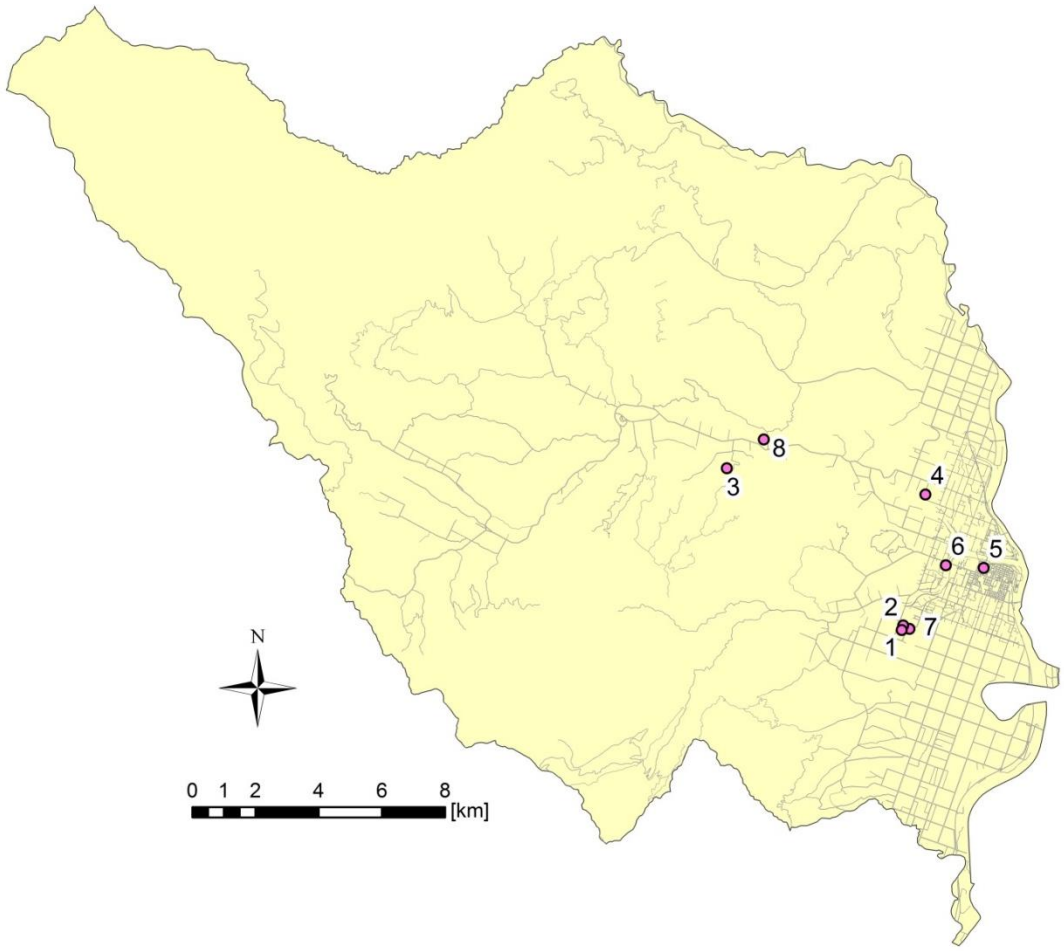

① 現況と課題

各施設は総じて平成期以降に建設された比較的新しい建物となっています。

宿泊系施設については、サンヒルズ・サライで利用者が増加している一方で、ケビン村ヴィラトップ、青少年交流キャンプ村の利用者数が減少傾向を見せています。そのため今後は利用実態の正確な把握に努め、各施設が産業振興に資するとともに、住民ニーズに合致した施設となっているかを検証する必要があります。

学園総合公共牧場、青少年交流キャンプ場、水防倉庫が直営で運営されている他は、全て指定管理者制度が導入されており、管理運営コストの低減を図るとともに、サービスの高度化を図る観点から、民間の資本とノウハウの導入について検討が必要と考えられます。

また、公共牧場や農林産物加工センター、新規就農者技術修得センター、捕獲した有害鳥獣の一時保管場所となっている水防倉庫については、より効果的な運用を図る観点からも、ＪＡ等の主体への移譲について検討を行う必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、老朽化施設において適宜劣化診断を実施するなど施設の現況把握を行い、緊急度の高い施設から計画的な改修・更新に努めます。施設の改修・更新を行うにあたっては、ＪＡ・商工会をはじめとした町内の民間事業者への譲渡・移管や、包括的民間委託の導入、ＰＰＰ・ＰＦＩの導入等、民間の資本・ノウハウの活用を検討し、運営の改善を図ります。

施設の再編に関しては、施設利用の実態や住民ニーズの把握に努め、施設の老朽化や将来の人口・財政状況等を踏まえて、必要に応じた施設の統合や廃止、複合化について検討します。併行して、利用されなくなった施設については、必要に応じた除却や払い下げ等、地域活力の醸成につながる利用方策について検討します。

（８）住宅施設

町内には、17施設の公営住宅団地と８施設の職員等住宅が供用されています。

▼住宅施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	あじさい団地	1,871.0	直営	コンクリートブロック	平成5年	新耐震	未実施		未実施	平成19年
2	さくら団地	1,685.0	直営	コンクリートブロック	昭和51年	旧耐震	未実施		未実施	平成14年
3	トップ団地	6,598.0	直営	コンクリートブロック	平成9年	新耐震	未実施		法第12条点検	
4	フィールド・ニュー1995	449.0	直営	鉄筋コンクリート	平成7年	新耐震	未実施		未実施	
5	花月もみじ団地	540.0	直営	コンクリートブロック	昭和55年	旧耐震	未実施		未実施	
6	花月団地（S47・49）	533.0	直営	コンクリートブロック	昭和47年	旧耐震	未実施		未実施	
7	学園団地（S33）	137.0	直営	コンクリートブロック	昭和33年	旧耐震	未実施		未実施	
8	菊水北団地	546.0	直営	コンクリートブロック	昭和62年	新耐震	未実施		未実施	平成17年
9	橋本団地	2,489.0	直営	コンクリートブロック	昭和54年	旧耐震	未実施		未実施	平成19年
10	新菊水団地	1,072.0	直営	コンクリートブロック	平成1年	新耐震	未実施		未実施	平成18年
11	青葉団地	3,726.0	直営	鉄筋コンクリート	平成20年	新耐震	未実施		未実施	
12	総進団地（S57）	133.0	直営	コンクリートブロック	昭和57年	新耐震	未実施		未実施	平成21年
13	大和団地（S55・56）	584.0	直営	コンクリートブロック	昭和55年	旧耐震	未実施		未実施	平成20年
14	中央団地	2,651.0	直営	コンクリートブロック	昭和52年	旧耐震	未実施		未実施	平成16年
15	南吉野団地	858.0	直営	コンクリートブロック	昭和49年	旧耐震	未実施		未実施	平成12年
16	白樺団地	554.0	直営	コンクリートブロック	平成2年	新耐震	未実施		未実施	平成17年
17	文京団地	6,277.0	直営	鉄筋コンクリート	平成15年	新耐震	未実施		法第12条点検	
18	みどり町有住宅A棟	239.7	直営	コンクリートブロック	昭和51年	旧耐震	未実施		未実施	平成25年
19	みどり町有住宅B棟	239.7	直営	コンクリートブロック	昭和51年	旧耐震	未実施		未実施	平成25年
20	小学校教員住宅	572.8	直営	軽量鉄骨	昭和62年	新耐震	未実施		未実施	平成18年
21	新青葉町有住宅	72.9	直営	鉄骨コンクリート	平成14年	新耐震	未実施		未実施	平成25年
22	青葉町有住宅	243.6	直営	コンクリートブロック	昭和46年	旧耐震	未実施		未実施	平成22年
23	中央町有住宅A棟	220.0	直営	コンクリートブロック	昭和43年	旧耐震	未実施		未実施	平成26年
24	中央町有住宅B棟	244.9	直営	コンクリートブロック	昭和47年	旧耐震	未実施		未実施	平成24年
25	中学校教員住宅	636.8	直営	コンクリートブロック	昭和45年	旧耐震	未実施		未実施	平成16年

▼住宅施設の配置状況

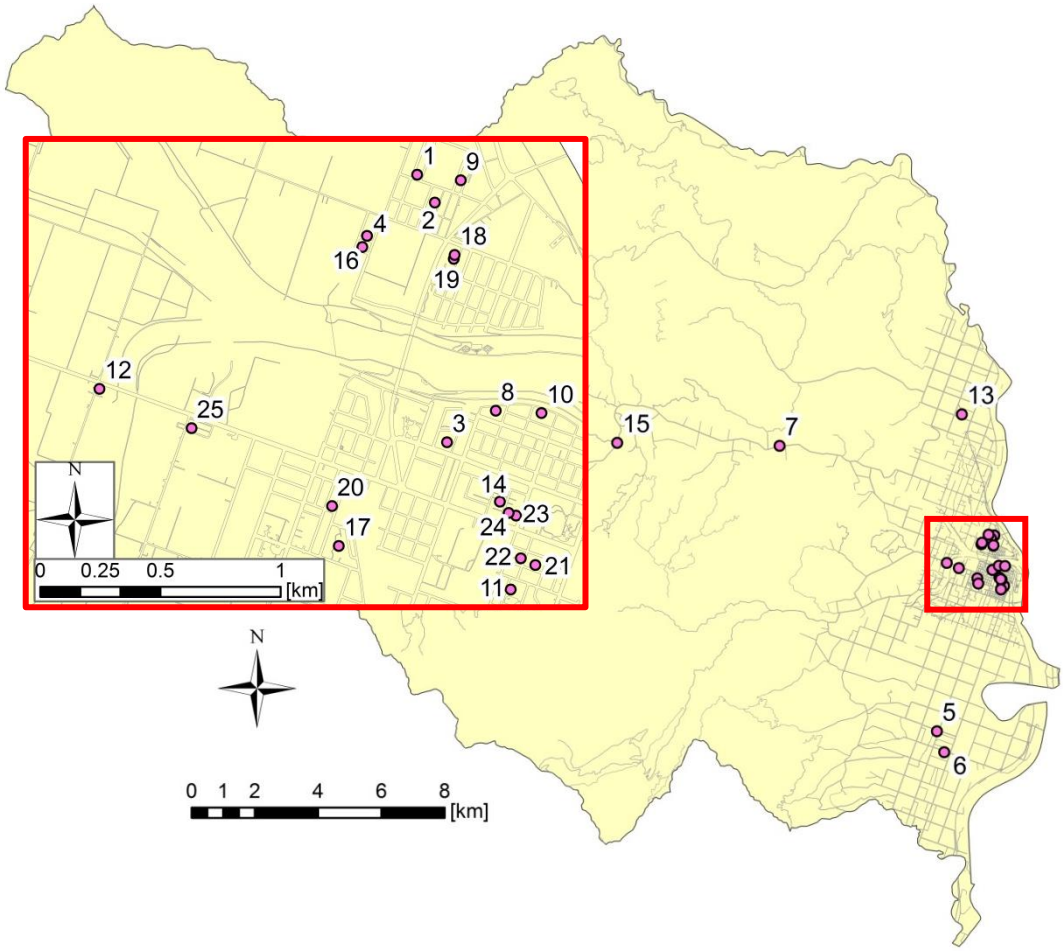

① 現況と課題

入居戸数は減少傾向を見せており、利用実態が低調な施設も確認されていることから、適正な供給量について検討を行った上で、施設の廃止・更新等について方針を立てる必要があります。

全ての施設で運営形態は直営となっており、管理運営コストの低減を図るとともに、サービスの高度化を図る観点から、民間住宅の借り上げや家賃補助、ＰＰＰ・ＰＦＩ等の民間の資本とノウハウの導入等、公営住宅の有する社会的役割を踏まえた上で多角的な検討を行う必要があります。

建築年次は幅広く、中には建築後60年を迎えようとしている建物も存在しているため、老朽化が進んだ施設については、入居状況を踏まえて、計画的な廃止・更新を進める必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、老朽化施設において適宜劣化診断を実施するなど施設の現況把握を行い、緊急度の高い施設から計画的な改修・更新に努めます。

運営の改善の観点からは、地域に散在する空き家の活用や民間の賃貸住宅の借上げなどによる、箱物を所有しない公営住宅施策のあり方について検討を行います。併行して、老朽化が進んだ住宅団地等の利用されなくなった施設については、必要に応じた除却や払い下げ等、地域活力の醸成につながる利用方策について検討します。

（９）供給処理施設

町内には、一般廃棄物最終処分場が１施設、排水処理場が２施設、中継ポンプ場１施設が供用されています。

▼供給処理施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	みどり中継ポンプ場	270.5	直営	鉄筋コンクリート	平成10年	新耐震	未実施		未実施	
2	花月地区排水処理場	390.7	直営	鉄筋コンクリート	平成12年	新耐震	未実施		未実施	
3	大和地区排水処理場	267.5	直営	鉄筋コンクリート	平成10年	新耐震	未実施		未実施	
4	一般廃棄物最終処分場	360.4	直営	鉄筋コンクリート	平成2年	新耐震	未実施		未実施	

▼供給処理施設の配置状況

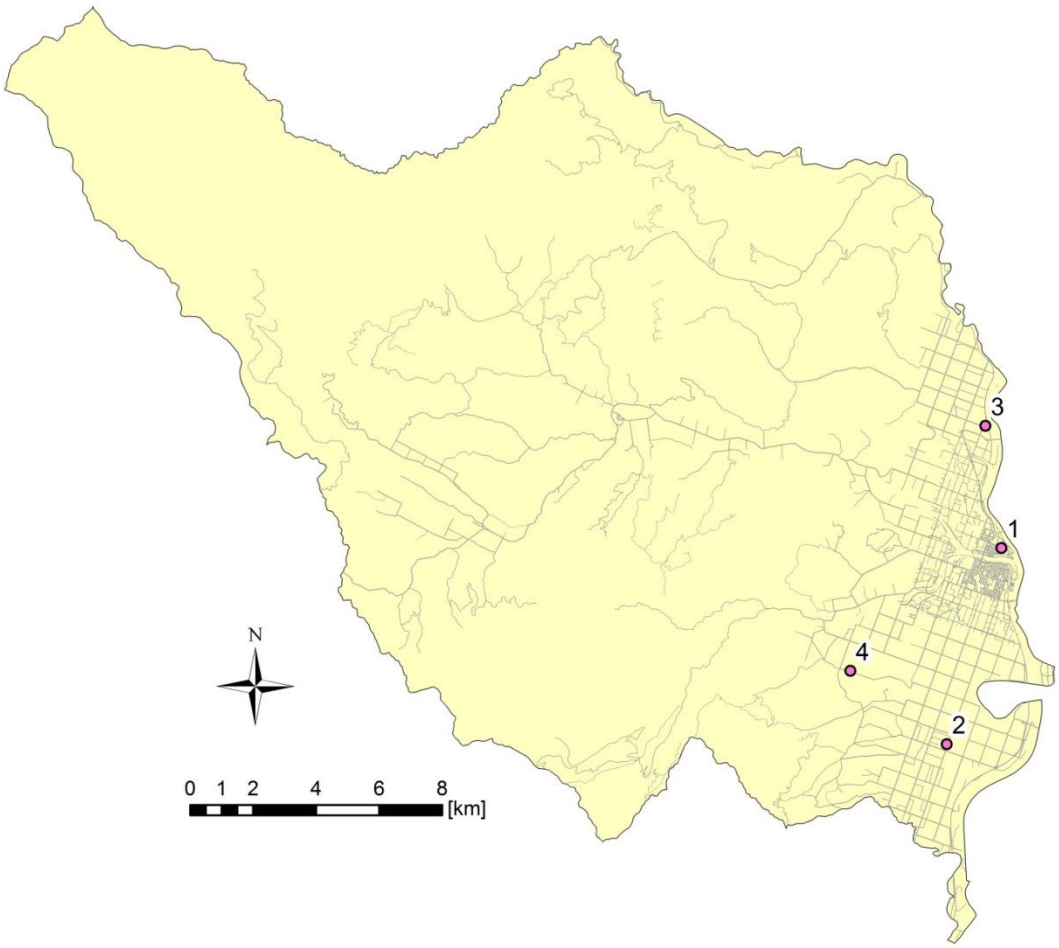

① 現況と課題

住民生活の根幹を支える施設であることから、利用実態の把握に努めるとともに、需要に応じた適正な規模を維持していく必要があります。

現在、全ての施設が直営で運営されており、管理運営コストの低減とサービスの高度化を図る観点から、包括的民間委託の導入等、民間の資本とノウハウの導入について検討する必要があります。

総じて、比較的に新しい建物となっているため、定期的な点検などを通じて予防修繕に努める必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、老朽化施設において適宜劣化診断を実施するなど施設の現況把握を行い、緊急度の高い施設から計画的な改修・更新に努めます。施設の改修・更新を行うにあたっては、包括的民間委託の導入やＰＰＰ・ＰＦＩの導入等、民間の資本・ノウハウの活用を検討し、運営の改善を図ります。

（10）公園等

町内には、ふるさと公園・吉野公園に管理棟が、公園施設に５箇所、物産館に１箇所の公衆トイレが供用されています。

▼公園等の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	イベント広場	286.3	直営	鉄筋コンクリート	平成2年	新耐震	未実施		未実施	平成19年
2	ふるさと公園内イベント広場トイレ	31.4	直営	鉄筋コンクリート	平成1年	新耐震	未実施		未実施	
3	ふるさと公園遊歩道公衆トイレ（登り窯横）	15.9	直営	木造	平成2年	新耐震	未実施		未実施	
4	みどり公園	4.1	直営	コンクリートブロック	昭和54年	旧耐震	未実施		未実施	
5	菊水公園	10.3	直営	コンクリートブロック	昭和51年	旧耐震	未実施		未実施	
6	吉野公園	77.5	一部委託	木造	平成15年	新耐震	未実施		未実施	平成25年
7	中央公園	35.9	直営	コンクリートブロック	昭和59年	新耐震	未実施		未実施	
8	物産館横公衆トイレ	41.9	指定管理	コンクリートブロック	昭和63年	新耐震	未実施		未実施	

▼公園などの配置状況

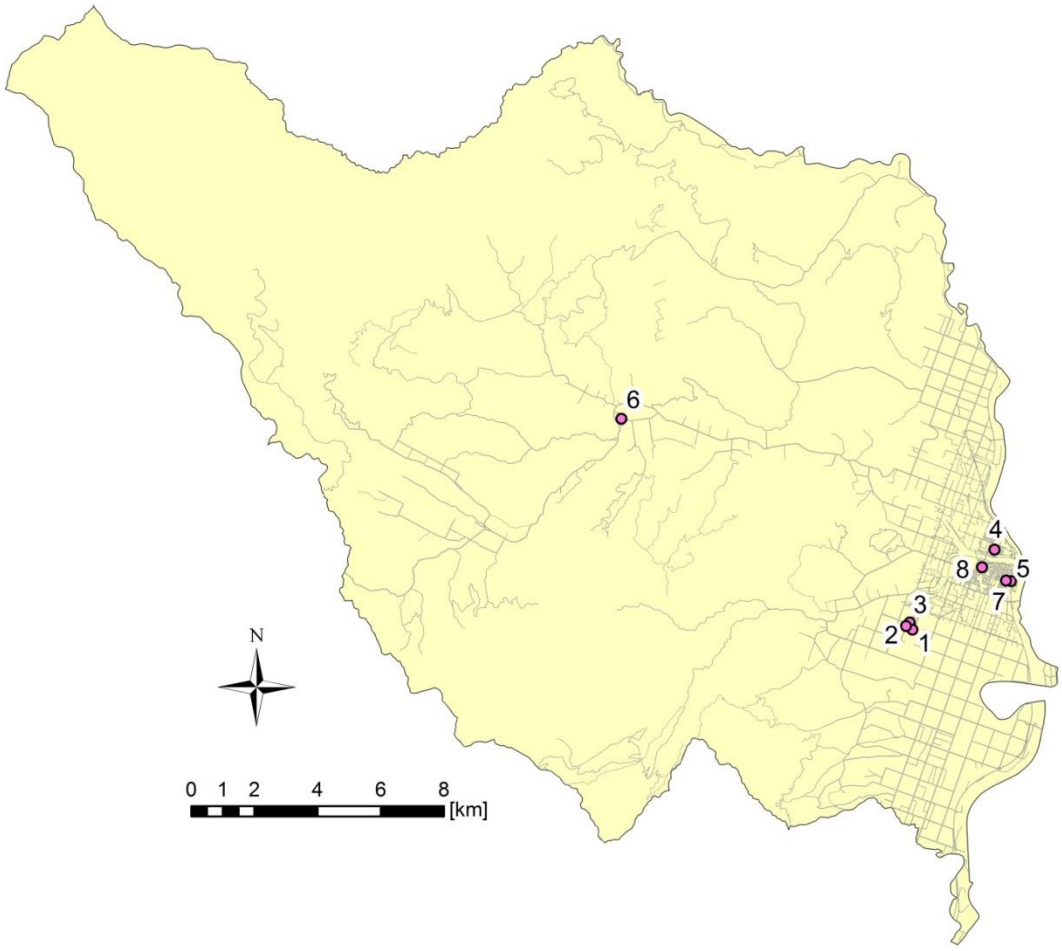

① 現況と課題

公園管理を円滑に行うとともに、利用者の利便を図る観点から、利用実態の把握に努めるとともに、需要に応じた適正な規模を維持していく必要があります。

物産館横公衆トイレで指定管理者制度、吉野公園管理棟で一部委託が導入されている他は直営で運営されており、管理運営コストの低減を図る観点から、包括的民間委託や地元自治会等への管理移管等について検討が必要と考えられます。

比較的に新しい建物が多く見られますが、一部に建築後30年を経過した建物が存在しているため、劣化診断を実施するとともに、機能維持を図る観点から計画的な修繕を行う必要があります。

② 維持管理の方針

従来の壊れてから修繕する「事後修繕」の考えから、点検結果に則して、壊れる前に手当てする「予防修繕」の考え方に移行することにより、施設の長寿命化を図ります。また、安全性を確保する観点から、老朽化施設において適宜劣化診断を実施するなど施設の現況把握を行い、緊急度の高い施設から計画的な改修・更新に努めます。施設の改修・更新を行うにあたっては、包括的民間委託の導入や、地域の行政区への移管の可能性等、民間の資本・ノウハウの活用を検討し、運営の改善を図ります。

施設の再編に関しては、施設利用の実態や住民ニーズの把握に努め、施設の老朽化や将来の人口・財政状況等を踏まえて、必要に応じた施設の統合や廃止、複合化について検討します。併行して、利用されなくなった施設については、必要に応じた除却や払い下げ等、地域活力の醸成につながる利用方策について検討します。

（11）その他施設

町内には、その他施設として旧大和小学校や花月交通検問所等、様々な施設が17施設供用されています。

▼その他施設の基本情報

No.	施設名	延床面積（㎡）	運営管理形態	代表建築物						
				主体構造	建築年	耐震基準	耐震診断	耐震改修工事	劣化調査	大規模改修の実施年
1	バス停（屋内パークゴルフ場前）	6.6	直営	コンクリートブロック	平成9年	新耐震	未実施		未実施	
2	パンダ歯科（旧町立歯科診療所）	219.9	全部委託	コンクリートブロック	昭和51年	旧耐震	未実施		未実施	平成12年
3	花月交通検問所	19.4	直営	軽量鉄骨	昭和60年	新耐震	未実施		未実施	
4	樺戸セレモニーホール	757.7	直営	鉄筋コンクリート	昭和52年	旧耐震	未実施		法第12条点検	
5	旧花月肥育センター	502.6	直営	鉄骨	昭和48年	旧耐震	未実施		未実施	
6	旧吉野診療所	143.1	直営	木造	平成15年	新耐震	未実施		未実施	
7	旧商工会事務所	702.1	直営	鉄筋コンクリート	昭和60年	新耐震	未実施		未実施	
8	旧新十津川尚武館	454.5	直営	鉄筋コンクリート	昭和48年	旧耐震	未実施		未実施	
9	旧大和小学校	2,678.2	直営	鉄筋コンクリート	昭和56年	旧耐震	未実施		未実施	
10	旧大和診療所	97.2	直営	鉄骨コンクリート	平成3年	新耐震	未実施		未実施	平成15年
11	旧美沢小学校体育館	251.0	直営	木造	昭和37年	旧耐震	未実施		未実施	
12	橋本交通検問所	19.4	直営	軽量鉄骨	昭和57年	新耐震	未実施		未実施	平成17年
13	焼肉ハウス	94.8	直営	鉄筋コンクリート	昭和53年	旧耐震	未実施		未実施	
14	森林組合事務所	529.6	直営	鉄骨	平成1年	新耐震	未実施		未実施	平成25年
15	大和基線四号バス待合所	7.5	直営	コンクリートブロック	昭和47年	旧耐震	未実施		未実施	
16	大和上三号バス待合所	7.5	直営	コンクリートブロック	昭和47年	旧耐震	未実施		未実施	
17	中学校前バス待合所	8.0	直営	コンクリートブロック	平成8年	新耐震	未実施		未実施	
18	屯田陶房	493.7	直営	鉄筋コンクリート	昭和53年	旧耐震	未実施		未実施	

▼その他施設の配置状況

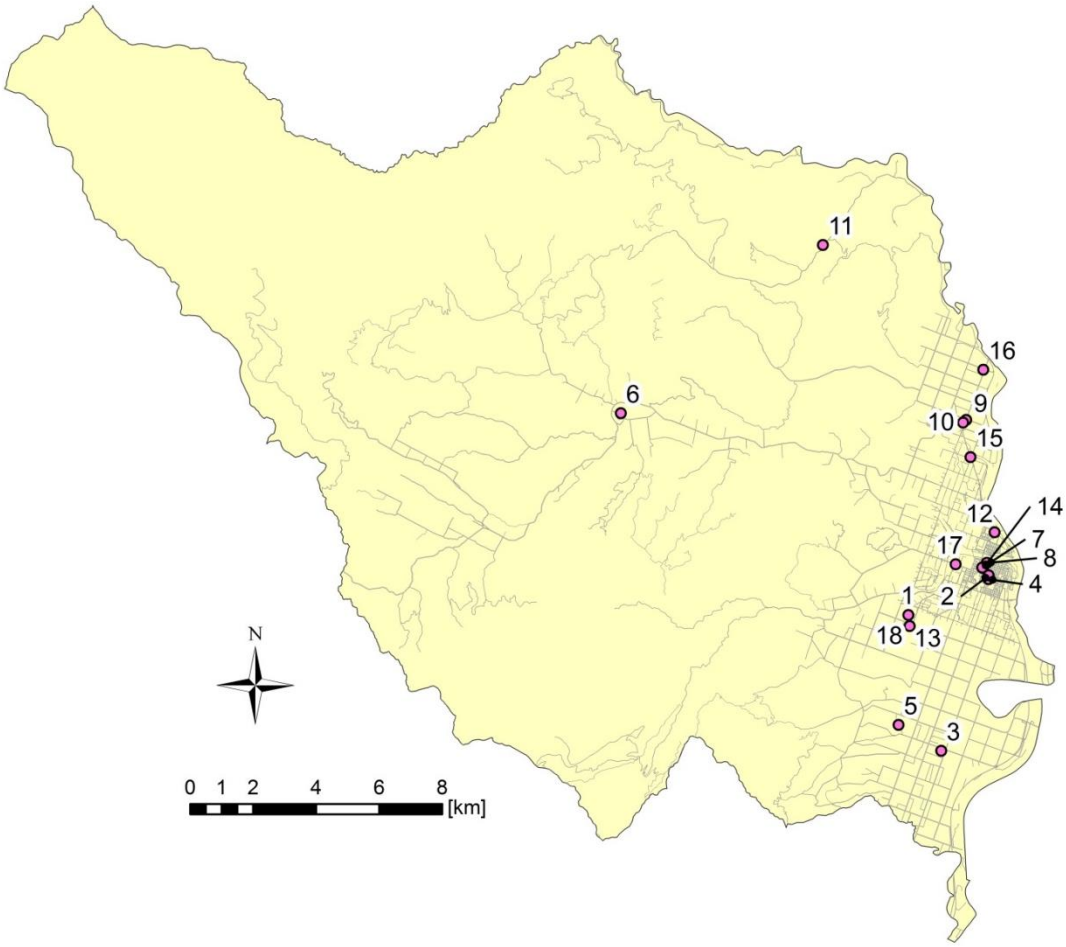

① 現況と課題

施設の利用状況の把握が不十分なため、利用状況の把握を図り、有用性についての検証を行うとともに、不要とされた施設については廃止や売却について検討する必要があります。

建築年次は幅広く、中には建築後60年を迎えようとしている建物も存在しているため、老朽化が進んだ施設については、施設の有用性についての検証に基づき、計画的な廃止・更新を進める必要があります。

② 維持管理の方針

その他施設については、行政サービスを支える最低限の施設を除いて、最小限の維持管理を行うこととし、劣化が進んだ際には原則的に廃止・解体することとします。

現在、貸付を行っている施設については、運営事業者との間で払下げについての調整を行い、地域活力が維持・醸成される利用方策について検討します。

2　インフラ系公共施設の現況と課題

上水道施設については、西空知広域水道企業団による管理・運営が行われているため、本町の管理する公共施設等について検討する本計画の対象外としました。

（1）道路

① 現況と課題

本町の管理する町道は延長約418km、道路面積約2.5㎢、自転車歩行者道として、約58km、道路面積約0.16㎢が供用されています。

道路は日常的な住民生活を支えるとともに、経済活動や非常時の救急・防災活動を円滑に行うために不可欠なものであることから、重要な都市インフラといえます。また、インフラ施設は住民生活を維持する上で、極めて重要な施設であり、量的な削減が困難なことから、適正なサービス水準を維持しながら修繕費や維持管理費のコストダウンを図っていく必要があります。

② 維持管理の方針

町道整備計画において路面の劣化状況調査を行うとともに、地域の実情に即したサービス水準と更新サイクルについて検討した上で、長寿命化計画を策定し、計画的な修繕を進めます。さらに、維持管理費のコストダウンを図るとともに民間のノウハウを活用する観点から、昨今一般化しつつある、インフラ施設における包括的民間委託等の導入を検討します。

（2）橋りょう

① 現況と課題

本町の橋りょうは136橋、橋梁面積約3,500㎡が供用されています。

総務省の示す更新時期である敷設後60年に達しているものはありませんが、着実に老朽化が進んでいる状況にあります。また、橋りょうは町道と連携して、住民生活や経済活動を支える重要な都市インフラであり、量的な削減が困難なことから、適正なサービス水準を維持しながら修繕費や維持管理費のコストダウンを図っていく必要があります。

② 維持管理の方針

老朽化の状況調査を行うとともに、長寿命化計画を策定し橋梁の計画的な修繕に努めます。さらに、維持管理費のコストダウンを図るとともに民間のノウハウを活用する観点から、昨今一般化しつつある、インフラ施設における包括的民間委託等の導入を検討します。

（３）下水管路

① 現況と課題

本町の下水道の歴史は浅く、平成期以降整備が進められています。

下水道は、快適な住民生活と自然環境の調和を図る観点から、合併処理浄化槽と並び、重要な都市インフラであり、量的な削減が困難なことから、適正なサービス水準を維持しながら修繕費や維持管理費のコストダウンを図っていく必要があります。

② 維持管理の方針

将来的に発生する管路更新に備えて、効率的な経営に努めます。さらに、維持管理費のコストダウンを図るとともに民間のノウハウを活用する観点から、昨今一般化しつつある、インフラ施設における包括的民間委託等の導入を検討します。

新十津川町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

新十津川町　総務課

〒073-1103　北海道樺戸郡新十津川町字中央 301 番地 1
電話　0125-76-2131（代表）
http://www.town.shintotsukawa.lg.jp

策定支援機関：株式会社パスコ